

## 4 地域の概況

本章では、既存資料の収集・整理により地域特性を把握する。

社会的状況に係る事項の既存資料調査の調査範囲は、新ごみ処理施設を構成する3市町に泉南市を加えた4市町とした。

また、生活環境や自然環境に係る事項の既存資料調査の調査範囲は、対象事業実施区域から3kmの範囲及びその周辺とした（以下「対象事業実施区域周辺」という。）。

### 4. 1 社会的状況

#### 4. 1. 1 人口

対象市町の人口及び世帯数の現況は表4. 1-1に示すとおりである。また、過去5年間における人口及び世帯数の推移は表4. 1-2に示すとおりである。泉佐野市は人口及び世帯数ともに令和3年度に比べ増加傾向にある。田尻町、熊取町及び泉南市は人口は減少傾向にあるが、世帯数は増加傾向にある。

表4. 1-1 人口及び世帯数の現況

市町	世帯数 (世帯)	人口 (人)	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )	面積 (km <sup>2</sup> )
泉佐野市	48,678	98,687	1,746	56.51
田尻町	3,865	8,240	1,466	5.62
熊取町	18,647	42,903	2,489	17.24
泉南市	26,485	59,270	1,210	48.98

備考) 世帯数、人口、人口密度は令和5年3月31日、面積は令和5年7月1日時点の情報である。

出典) 「人口・世帯数の月別推移」(泉佐野市ホームページ [https://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/somu/shimin/menu/juminkihondaicho/jinkou\\_suii/jinkousetai\\_suii.html](https://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/somu/shimin/menu/juminkihondaicho/jinkou_suii/jinkousetai_suii.html) 令和5年11月閲覧)

「人口世帯数」(熊取町ホームページ [https://www.town.kumatori.lg.jp/soshiki/jumin/gyomu/koseki\\_juminhyo/juminhyo/jinkou/index.html](https://www.town.kumatori.lg.jp/soshiki/jumin/gyomu/koseki_juminhyo/juminhyo/jinkou/index.html) 令和5年11月閲覧)

「世帯数・人口」(泉佐野市田尻町清掃施設組合ホームページ ※田尻町の人口のみ <http://sanotajiri.la.coocan.jp/kumiai.htm> 令和5年11月閲覧)

「地区別世帯人口統計」(泉南市ホームページ <http://www.city.sennan.lg.jp/i/shisei/annai/tokei/1458795191323.html> 令和5年11月閲覧)

「令和5年 全国都道府県市区町村別面積調」(国土地理院ホームページ <https://www.gsi.go.jp/KOKUJYOHO/MENCHO-title.htm> 令和5年11月閲覧) より作成

表 4. 1-2 人口及び世帯数の推移

(各年度 3 月 31 日現在)

市町	項目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
泉佐野市	人口 (人)	100,596	100,287	99,316	98,607	98,687
	世帯数 (世帯)	47,000	47,547	47,555	47,771	48,678
田尻町	人口 (人)	8,598	8,479	8,297	8,281	8,240
	世帯数 (世帯)	4,012	3,924	3,792	3,835	3,865
熊取町	人口 (人)	43,685	43,589	43,277	43,018	42,903
	世帯数 (世帯)	18,001	18,174	18,272	18,408	18,647
泉南市	人口 (人)	61,984	61,457	60,795	60,001	59,270
	世帯数 (世帯)	26,207	26,308	26,374	26,384	26,485

出典) 「人口・世帯数の月別推移」(泉佐野市ホームページ [https://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/somu/shimin/menu/juminkihondaicho/jinkou\\_suii/jinkousetai\\_suii.html](https://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/somu/shimin/menu/juminkihondaicho/jinkou_suii/jinkousetai_suii.html) 令和 5 年 11 月閲覧)  
「人口世帯数」(熊取町ホームページ [https://www.town.kumatori.lg.jp/soshiki/jumin/gyomu/koseki\\_juminhyo/juminhyo/jinkou/index.html](https://www.town.kumatori.lg.jp/soshiki/jumin/gyomu/koseki_juminhyo/juminhyo/jinkou/index.html) 令和 5 年 11 月閲覧)  
「世帯数・人口」(泉佐野市田尻町清掃施設組合ホームページ ※田尻町の人口のみ <http://sanotajiri.la.coocan.jp/kumiai.htm> 令和 5 年 11 月閲覧)  
「地区別世帯人口統計」(泉南市ホームページ <http://www.city.sennan.lg.jp/i/shisei/annai/tokei/1458795191323.html> 令和 5 年 11 月閲覧) より作成

#### 4. 1. 2 産業

対象市町の産業別事業所数及び従業者数は表4. 1-3のとおりであり、事業所数は、泉佐野市4,636、田尻町347、熊取町1,154、泉南市が1,943であり、従業者数は泉佐野市52,394人、田尻町5,997人、熊取町9,813人、泉南市22,836人となっている。産業別では第三次産業の占める割合が多く、第三次産業の従業者の割合は、泉佐野市約82%、田尻町約92%、熊取町約82%、泉南市約75%である。

表4. 1-3 産業別事業所数及び従業者数

(令和3年6月1日現在)

項目		事業所数				従業者数(人)			
		泉佐野市	田尻町	熊取町	泉南市	泉佐野市	田尻町	熊取町	泉南市
第一次産業	農林漁業	9	1	4	8	113	1	17	56
第二次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設業	304	24	123	170	1,803	141	586	932
	製造業	470	17	100	212	7,371	330	1,115	4,695
	小計	774	41	223	382	9,174	471	1,701	5,627
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	4	1	1	7	33	16	1	79
	情報通信業	35	-	1	5	156	-	2	8
	運輸業、郵便業	278	43	13	129	8,099	2,808	124	3,407
	卸売業、小売業	1,217	88	225	481	10,330	914	1,521	4,048
	金融業、保険業	52	13	11	14	616	65	105	127
	不動産業、物品賃貸業	275	25	111	132	1,672	83	236	630
	学術研究、専門・技術サービス業	135	3	39	44	613	6	335	443
	宿泊業、飲食サービス業	540	39	121	173	4,769	640	713	1,465
	生活関連サービス業、娯楽業	392	26	102	155	2,142	76	378	724
	教育、学習支援業	139	11	71	57	1,189	29	955	408
	医療、福祉	452	25	164	198	7,820	259	3,389	3,932
	複合サービス事業	22	1	6	11	498	5	57	210
	サービス業(他に分類されないもの)	312	30	62	147	5,170	624	279	1,672
	小計	3,853	305	927	1,553	43,107	5,525	8,095	17,153
全産業合計		4,636	347	1,154	1,943	52,394	5,997	9,813	22,836

出典)「令和3年経済センサス活動調査」(令和5年 総務省・経済産業省)より作成

## (1) 農業

対象市町の農家（経営耕地面積が 10 a 以上または農産物販売金額が 15 万円以上）の農家数及び経営耕地面積の推移は表 4. 1-4 に示すとおりである。令和 2 年は平成 27 年に比べ、田尻町の経営耕地面積を除き各項目で減少している。

表 4. 1-4 農家数、経営耕地面積の推移

(各年 2 月 1 日現在)

市町	項目	平成 27 年	令和 2 年
泉佐野市	農家数 (戸)	1,029	843
	経営耕地面積 (a)	48,759	37,749
田尻町	農家数 (戸)	72	69
	経営耕地面積 (a)	2,233	2,313
熊取町	農家数 (戸)	334	290
	経営耕地面積 (a)	12,716	10,313
泉南市	農家数 (戸)	617	502
	経営耕地面積 (a)	25,610	21,837

出典)「令和 2 年度 大阪府統計年鑑」(令和 3 年 大阪府)  
「令和 4 年度 大阪府統計年鑑」(令和 5 年 大阪府)より作成

また、「令和 3 年度 大阪府統計年鑑」以降の資料での記載はないが、「令和 2 年度 大阪府統計年鑑」(令和 3 年 大阪府)では、各市町の農家の世帯員数及び専業・兼業別農家数が記載されている。

販売農家における農家の世帯員数の推移は表 4. 1-5 に示すとおりであり、平成 27 年は平成 22 年に比べ、いずれの市町も減少している。

表 4. 1-5 農家の世帯員数の推移

(各年 2 月 1 日現在)

市町	項目	平成 22 年	平成 27 年
泉佐野市	世帯員 (人)	2,359	1,913
田尻町	世帯員 (人)	99	71
熊取町	世帯員 (人)	584	474
泉南市	世帯員 (人)	1,239	973

出典)「平成 27 年度 大阪府統計年鑑」(平成 28 年 大阪府)  
「令和 2 年度 大阪府統計年鑑」(令和 3 年 大阪府)より作成

「令和3年度 大阪府統計年鑑」以降の資料での記載はないが、「令和2年度 大阪府統計年鑑」(令和3年 大阪府)では、各市町の専業・兼業別農家数が記載されている。

このうち、販売農家(経営耕地面積が30ha以上または農産物販売金額が50万円以上)の平成27年における専業・兼業別農家数は表4. 1-6に示すとおりである。販売農家数合計は、泉佐野市501戸、田尻町27戸、熊取町122戸、泉南市297戸であり、そのうち田尻町以外では第2種兼業農家が最も多く、泉佐野市で49.9%、熊取町で61.5%、泉南市で45.5%を占めている。

表4. 1-6 専業・兼業別農家数

(平成27年2月1日現在、単位：戸)

市町	自給的農家	販売農家			
		専業・兼業 農家数合計	専業農家	兼業農家	
				第1種 兼業農家	第2種 兼業農家
泉佐野市	528	501	192 (38.3%)	59 (11.8%)	250 (49.9%)
田尻町	45	27	17 (63.0%)	- (0.0%)	10 (37.0%)
熊取町	212	122	38 (31.1%)	9 (7.4%)	75 (61.5%)
泉南市	320	297	127 (42.8%)	35 (11.8%)	135 (45.5%)

備考1) 専業農家は世帯員中に兼業従事者がいない農家、兼業農家は世帯員中に兼業従事者が1人以上いる農家となる。

備考2) 百分率の値は、四捨五入の関係で内訳の合計と必ずしも一致しない。

出典)「令和2年度 大阪府統計年鑑」(令和3年 大阪府)より作成

また、対象市町の耕地面積は表4. 1-7に示すとおりである。泉佐野市32,831a、田尻町1,561a、熊取町6,905a、泉南市で17,763aである。いずれの市町も耕地の大部分は田であり、泉佐野市で93.3%、田尻町で94.6%、熊取町で92.3%、泉南市で78.4%を占めている。

表4. 1-7 耕地面積の内訳

(令和2年2月1日現在、単位：a)

市町	総面積	田	畑	樹園地
泉佐野市	32,831	30,636 (93.3%)	2,036 (6.2%)	159 (0.5%)
田尻町	1,561	1,477 (94.6%)	65 (4.2%)	19 (1.2%)
熊取町	6,905	6,376 (92.3%)	392 (5.7%)	137 (2.0%)
泉南市	17,763	13,932 (78.4%)	3,238 (18.2%)	593 (3.3%)

備考1) 総面積は、経営耕地面積の面積となる。

備考2) 百分率の値は、四捨五入の関係で内訳の合計と必ずしも一致しない。

出典)「2020年農林業センサス(確報)」(大阪府)より作成

## (2) 林業

対象市町の林家（調査期日現在の保有山林面積が1ha以上の世帯）の林家数、保有山林面積の推移は表4. 1-8に示すとおりである。令和2年は平成27年に比べ、熊取町の農家林家保有山林面積を除くと、いずれの市町も各項目で減少している。

表4. 1-8 林家数、保有山林面積の推移

(各年2月1日現在)

市町	項目	平成27年	令和2年
泉佐野市	林家数(戸)	182	143
	農家林家数(戸)	91	74
	非農家林家数(戸)	91	69
	保有山林面積(a)	71,234	60,581
	農家林野保有山林面積(a)	36,834	31,260
	非農家林野保有山林面積(a)	34,400	29,321
田尻町	林家数(戸)	2	1
	農家林家数(戸)	x	x
	非農家林家数(戸)	x	x
	保有山林面積(a)	x	x
	農家林野保有山林面積(a)	x	x
	非農家林野保有山林面積(a)	x	x
熊取町	林家数(戸)	36	30
	農家林家数(戸)	13	11
	非農家林家数(戸)	23	19
	保有山林面積(a)	29,378	28,288
	農家林野保有山林面積(a)	3,480	3,780
	非農家林野保有山林面積(a)	25,898	24,508
泉南市	林家数(戸)	56	50
	農家林家数(戸)	17	13
	非農家林家数(戸)	39	37
	保有山林面積(a)	44,858	38,837
	農家林野保有山林面積(a)	17,256	14,156
	非農家林野保有山林面積(a)	27,602	24,681

備考)「x」表記は個人または法人その他の団体に関する秘密保護のため秘匿したものの。秘匿した数字が差し引き計算により判明する場合はさらに他の箇所をxで秘匿。

出典)「2015年農林業センサス結果概要～農林業経営体調査 大阪府報告書」(平成28年 大阪府)  
「2020年農林業センサス結果概要～農林業経営体調査 大阪府報告書」(令和3年 大阪府)より作成

### (3) 漁業

対象市町の海面漁業における漁業経営体数及び就業人口の推移は表4.1-9に示すとおりである。平成30年は平成25年に比べ、泉南市の岡田浦漁業地区の就業者、樽井漁業地区の経営体数及び就業者を除くと、いずれの市町も各項目で減少している。

表4.1-9 漁業地区別漁業経営体数、就業者の推移

(各年11月1日現在)

市町	漁業地区	項目	平成25年	平成30年
泉佐野市	泉佐野	経営体数(経営体)	72	59
		就業者(人)	194	128
田尻町	田尻	経営体数(経営体)	22	20
		就業者(人)	25	23
泉南市	岡田浦	経営体数(経営体)	48	33
		就業者(人)	47	47
	樽井	経営体数(経営体)	17	17
		就業者(人)	17	22

備考) 海面漁業調査に熊取町は含まれていない。

出典) 「2013年漁業センサスからみた大阪の漁業 海面漁業調査(漁業経営体調査)報告書」(平成27年 大阪府)

「2018年漁業センサスからみた大阪の漁業 海面漁業調査(漁業経営体調査)報告書」(令和2年 大阪府)より作成

#### (4) 工業

対象市町の事業所数及び従業者数等は表4. 1-10に示すとおりである。令和2年における事業所数は、泉佐野市141、田尻町6、熊取町35及び泉南市90であり、従業者数は泉佐野市5,712人、田尻町275人、熊取町1,233人及び泉南市3,766人となっている。

表4. 1-10 事業所数、従業者数、製造品等出荷額（従業者4人以上）

市町	項目	平成30年	令和元年	令和2年
泉佐野市	事業所	179	179	141
	従業者数（人）	6,708	6,618	5,712
	製造品出荷額（万円）	24,112,859	24,025,968	25,621,124
田尻町	事業所	7	8	6
	従業者数（人）	281	291	275
	製造品出荷額（万円）	664,195	660,139	743,835
熊取町	事業所	33	31	35
	従業者数（人）	1,189	1,183	1,233
	製造品出荷額（万円）	2,042,736	1,761,175	2,714,600
泉南市	事業所	100	96	90
	従業者数（人）	4,010	4,081	3,766
	製造品出荷額（万円）	8,887,978	8,817,150	7,485,000

出典)「令和2年度 大阪府統計年鑑」(令和3年 大阪府)

「令和3年度 大阪府統計年鑑」(令和4年 大阪府)

「令和3年経済センサス活動調査(製造業)」(令和5年 総務省・経済産業省)より作成

(5) 商業

対象市町の事業所数及び従業者数等は表4. 1-1 1に示すとおりである。令和3年における卸売業と小売業を合計した事業所数は、泉佐野市 979、田尻町 74、熊取町 199 及び泉南市 420 であり、従業者数は泉佐野市 8,415 人、田尻町 683 人、熊取町 1,334 人及び泉南市 3,561 人、年間商品販売額は泉佐野市 251,594 百万円、田尻町 11,665 百万円、熊取町 22,679 百万円及び泉南市 75,115 百万円となっている。

表4. 1-1 1 事業所数、従業者数、年間商品販売額

項目		年	平成 28 年	令和 3 年
泉佐野市	事業所数	卸売業	202	189
		小売業	837	790
		合計	1,039	979
	従業者数 (人)	卸売業	1,631	1,499
		小売業	7,476	6,916
		合計	9,107	8,415
	年間商品販売額 (百万円)	卸売業	131,149	112,317
		小売業	188,208	139,277
		合計	319,357	251,594
田尻町	事業所数	卸売業	10	7
		小売業	81	67
		合計	91	74
	従業者数 (人)	卸売業	45	146
		小売業	1,049	537
		合計	1,094	683
	年間商品販売額 (百万円)	卸売業	1,994	2,210
		小売業	34,056	9,455
		合計	36,050	11,665
熊取町	事業所数	卸売業	30	24
		小売業	185	175
		合計	215	199
	従業者数 (人)	卸売業	146	114
		小売業	1,251	1,220
		合計	1,397	1,334
	年間商品販売額 (百万円)	卸売業	11,004	7,730
		小売業	15,324	14,949
		合計	26,328	22,679
泉南市	事業所数	卸売業	68	58
		小売業	383	362
		合計	451	420
	従業者数 (人)	卸売業	536	508
		小売業	3,143	3,053
		合計	3,679	3,561
	年間商品販売額 (百万円)	卸売業	15,002	13,783
		小売業	70,396	61,332
		合計	85,398	75,115

出典)「平成 28 年度 経済センサス活動調査」(平成 29 年 総務省・経済産業省)  
「令和 3 年度 経済センサス活動調査」(令和 5 年 総務省・経済産業省)より作成

#### 4. 1. 3 交通

##### (1) 道路

対象事業実施区域周辺の主要道路は、阪和自動車道、関西空港自動車道、一般国道 170 号、泉佐野打田線等があり、これらの道路における交通量は表 4. 1-1 2 に示すとおりである。また、調査地点は図 4. 1-1 に示すとおりである。

表 4. 1-1 2 (1) 対象事業実施区域周辺主要道路における道路交通量（令和 3 年度）

(単位：台)

道路区分	道路路線名	図中番号 注)1	観測地点名	平日 12 時間 (7~19 時) 注)2			平日 24 時間 注)2
				小型車	大型車	合計	
高速道路	阪和自動車道	1	貝塚～泉佐野 JCT	15,346	4,018	19,364	24,870
	阪和自動車道	2	泉佐野 JCT～泉南	20,548	6,024	26,572	34,311
	関西空港自動車道	3	泉佐野 JCT～上之郷	9,875	3,365	13,240	17,015
	関西空港自動車道	4	上之郷～泉佐野	8,254	3,058	11,312	14,623
	関西空港自動車道	5	泉佐野 IC～りんくう JCT	6,809	1,885	8,694	11,354
	高速湾岸線	6	泉佐野市住吉町	17,814	6,094	23,908	31,997
	高速湾岸線	7	泉佐野市りんくう往来北	8,026	3,022	11,048	15,048
一般国道	一般国道 26 号	8	貝塚市堤 264	25,921	1,558	27,479	35,842
	一般国道 26 号	9	泉佐野市中庄 895	25,818	1,111	26,929	35,710
	一般国道 26 号	10	泉佐野市上町 1 丁目	*31,205	*2,313	*33,518	*43,573
	一般国道 26 号	11	泉佐野市新安松 1 丁目	28,150	2,305	30,455	39,592
	一般国道 26 号	12	泉南市幡代 1 丁目	*24,731	*3,436	*28,167	*37,744
	一般国道 170 号(新)	13	岸和田市北阪町	16,708	1,875	18,583	24,715
	一般国道 170 号(新)	14	泉南郡熊取町紺屋	15,340	1,166	16,506	21,953
	一般国道 170 号	15	泉南郡熊取町大久保北 3 丁目	13,789	1,286	15,075	20,050
	一般国道 170 号	16	岸和田市神於町	1,949	134	2,083	2,625
	一般国道 170 号	17	泉南郡熊取町大久保東 1 丁目	8,322	133	8,455	10,653
	一般国道 170 号	18	泉南郡熊取町大久保東 1 丁目	8,207	919	9,126	11,773
	一般国道 481 号	19	りんくう JCT～関西国際空港 IC	5,588	2,250	7,838	12,002
	一般国道 481 号	20	泉佐野市りんくう往来北 1 丁目	10,538	1,351	11,889	15,470
一般国道 481 号	21	泉佐野市長滝	8,290	650	8,940	11,264	
主要地方道	枚方富田林泉佐野線	22	泉佐野市上瓦屋	8,738	1,124	9,862	12,722
	大阪臨海線	23	泉佐野市りんくう往来北	22,578	6,404	28,982	39,416
	大阪臨海線	24	泉佐野市下瓦屋 3 丁目	12,431	1,547	13,978	18,591
	大阪和泉泉南線	25	貝塚市堤 38	10,853	340	11,193	13,501
	大阪和泉泉南線	26	泉佐野市松風台 1 丁目	10,347	665	11,012	14,205
	大阪和泉泉南線	27	泉南市新家	8,240	424	8,664	11,177
	大阪和泉泉南線	28	泉南郡熊取町大久保南 2 丁目	9,153	313	9,466	12,211
	岸和田牛滝山貝塚線	29	貝塚市木積	646	30	676	791
	岸和田牛滝山貝塚線(新)	30	貝塚市三ツ松	12,161	1,442	13,603	17,820

注 1) 表中の番号は図 4. 1-1 に対応している。

注 2) 表中の\*印は推定値。

出典) 「令和 3 年度 全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査」(国土交通省) より作成

表4. 1-12(2) 対象事業実施区域周辺主要道路における道路交通量(令和3年度)

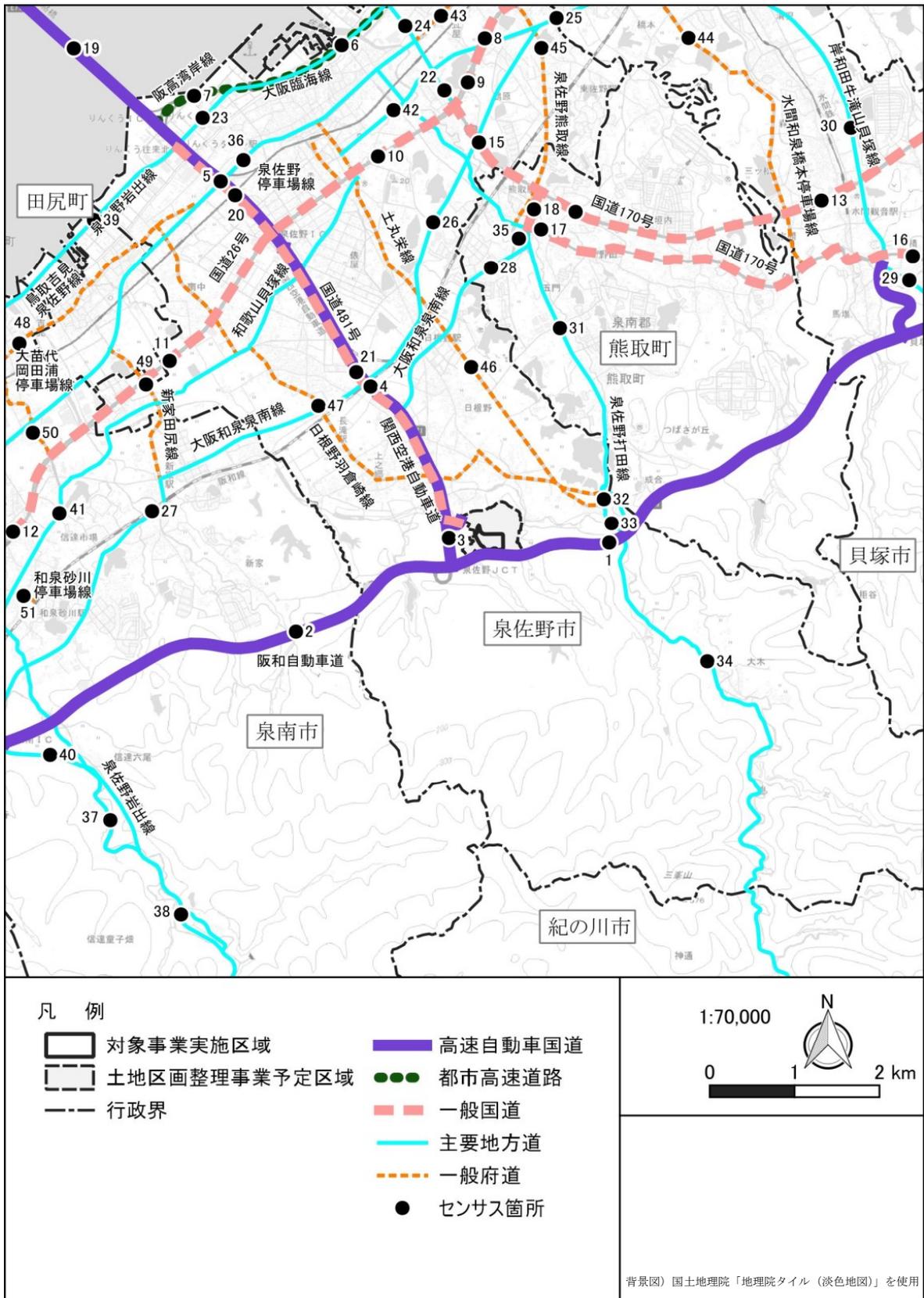
(単位:台)

道路区分	道路路線名	図中番号 注1)	観測地点名	平日12時間(7~19時) 注2)			平日24時間 注2)
				小型車	大型車	合計	
主要 地方 道	泉佐野打田線	31	泉南郡熊取町朝代東1丁目	6,888	664	7,552	9,591
	泉佐野打田線	32	-	*5,719	*301	*6,020	*7,645
	泉佐野打田線(旧)	33	-	*7,782	*913	*8,695	*11,130
	泉佐野打田線	34	泉佐野市大木1306	3,569	187	3,756	4,658
	泉佐野打田線(旧)	35	-	*7,782	*913	*8,695	*11,130
	泉佐野岩出線	36	泉佐野市笠松2丁目	8,582	778	9,360	12,074
	泉佐野岩出線	37	泉南市信達金熊寺	584	34	618	729
	泉佐野岩出線	38	泉南市信達童子畑410	9,018	1,859	10,877	14,671
	泉佐野岩出線(新)	39	泉佐野市りんくう往来南	19,174	4,326	23,500	31,960
	泉佐野岩出線(新)	40	泉南市信達岡中	10,287	2,131	12,418	16,268
	和歌山貝塚線	41	泉南市信達市場	2,202	47	2,249	2,924
	和歌山貝塚線	42	泉佐野市中庄町	5,319	168	5,487	6,914
一 般 府 道	堺阪南線	43	貝塚市脇浜1丁目	9,405	338	9,743	12,230
	水間和泉橋本停車場線	44	貝塚市橋本	5,304	311	5,615	7,075
	泉佐野熊取線	45	泉佐野市鶴原	5,156	175	5,331	6,824
	土丸栄線	46	泉佐野市日根野	8,981	616	9,597	12,380
	日根野羽倉崎線	47	泉佐野市長滝	2,084	111	2,195	2,744
	鳥取吉見泉佐野線	48	泉南市樽井8丁目	1,451	45	1,496	1,825
	新家田尻線	49	泉南郡田尻町吉見	3,977	150	4,127	5,200
	大苗代岡田浦停車場線	50	泉南市中小路1丁目	793	15	808	986
	和泉砂川停車場線	51	-	*5,506	*170	*5,676	*7,209

注1) 表中の番号は図4. 1-1に対応している。

注2) 表中の\*印は推定値。

出典) 「令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査」(国土交通省)より作成



備考) 図中の数字は表4. 1-1 2の図中番号と対応している。

図4. 1-1 道路交通量調査地点

## (2) 鉄道

対象市町の鉄道網の状況は、図4. 1-2に示すとおりであり、西日本旅客鉄道の阪和線、南海電気鉄道の南海本線及び南海空港線があり、周辺の駅としては、阪和線の熊取駅、日根野駅及び長滝駅がある。

対象市町の駅における令和3年度における1日当たりの乗車人員は表4. 1-13に示すとおりである。阪和線熊取駅の利用が最も多く、8,690人となっている。

表4. 1-13 対象市町の駅における1日当たりの乗車人員数

(単位：人/日)

会社名	路線名	駅名	乗車人員	備考
西日本旅客鉄道	阪和線	東佐野	966	令和3年度中の1日平均
		熊取駅	8,690	
		日根野駅	6,695	
		長滝駅	774	
		新家駅	2,181	
		和泉砂川駅	3,420	
	関西空港線	りんくうタウン駅	2,706	
		関西空港駅	3,821	
南海電気鉄道	南海本線	鶴原駅	1,416	
		井原里駅	1,337	
		泉佐野駅	8,038	
		羽倉崎駅	2,465	
		吉見ノ里駅	1,624	
		岡田浦駅	1,026	
		樽井駅	3,315	
	南海空港線	泉佐野駅	904	
		りんくうタウン駅	3,543	
		関西空港駅	5,047	

出典)「令和4年度 大阪府統計年鑑」(令和5年 大阪府)より作成

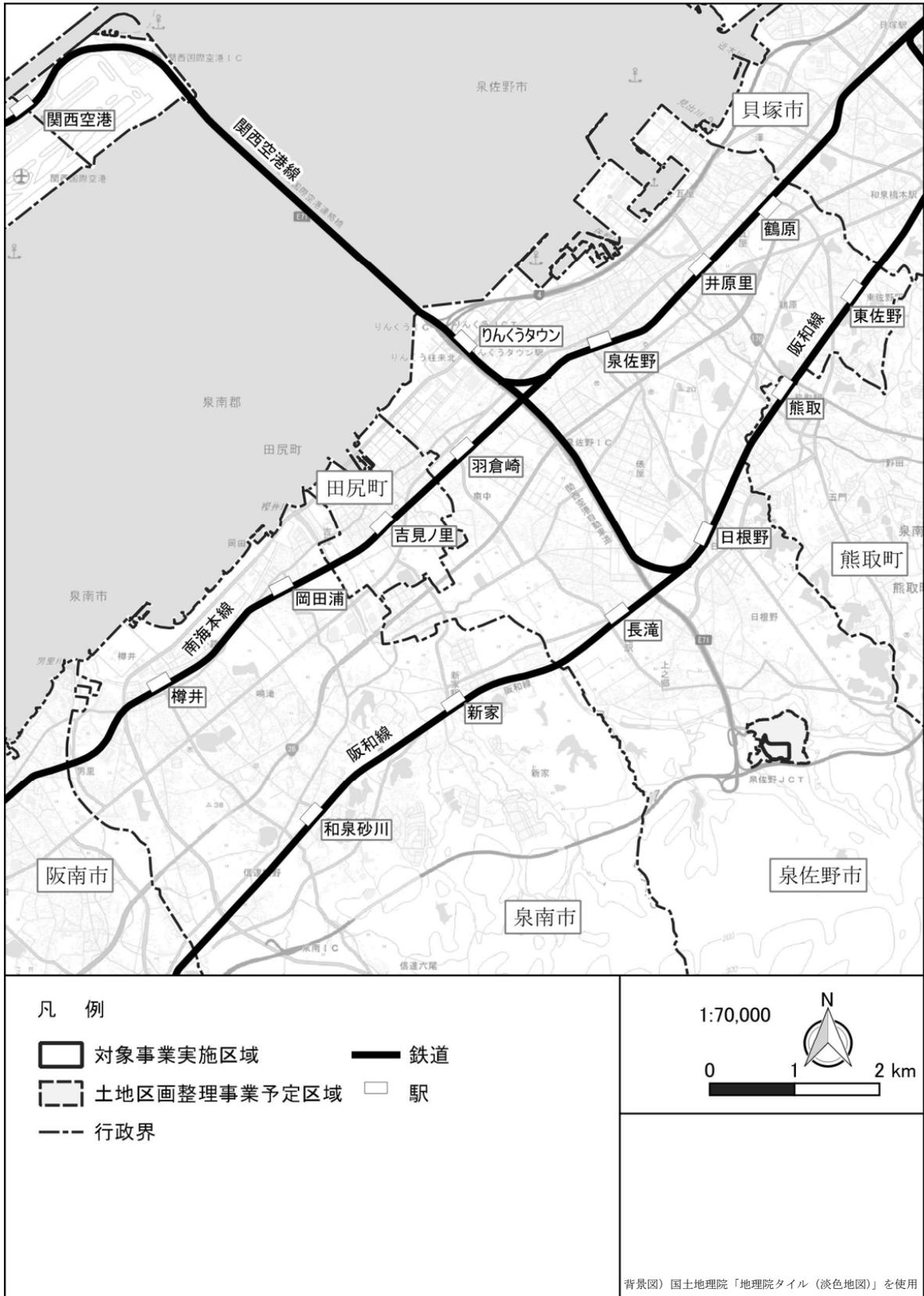


図4. 1-2 対象事業実施区域周辺の鉄道網

#### 4. 1. 4 土地利用

##### (1) 土地利用状況

##### 1) 土地利用（地目別民有地）の状況

対象市町の土地利用（地目別民有地）の状況は、表4. 1-1 4に示すとおりである。

民有地における土地利用総面積は泉佐野市 27,814 千 $m^2$ 、田尻町 4,612 千 $m^2$ 、熊取町 8,182 千 $m^2$ 及び泉南市 18,818 千 $m^2$ であり、宅地の占める割合は泉佐野市 40.6%、田尻町 23.4%、熊取町 49.4%及び泉南市 40.3%である。

表4. 1-1 4 土地利用（地目別民有地）状況

(令和4年1月1日現在)

区分 (地目)	泉佐野市		田尻町		熊取町		泉南市	
	面積 (千 $m^2$ )	割合 (%)						
田	5,613	20.2	579	12.6	1,654	20.2	3,953	21.0
畑	541	1.9	3	0.1	235	2.9	864	4.6
宅地	11,303	40.6	1,081	23.4	4,043	49.4	7,580	40.3
池沼	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
山林	5,022	18.1	0	0.0	1,361	16.6	3,002	16.0
原野	13	0.0	0	0.0	28	0.3	127	0.7
鉄軌道用地	422	1.5	80	1.7	25	0.3	166	0.9
雑種地	4,900	17.6	2,869	62.2	836	10.2	3,126	16.6
総面積	27,814	100.0	4,612	100.0	8,182	100.0	18,818	100.0

備考1) 各市町村保管の固定資産課税台帳に登録されている土地である。

備考2) 総面積の値は、四捨五入の関係で内訳の合計と必ずしも一致しない。

出典)「令和4年度 大阪府統計年鑑」(令和5年 大阪府)より作成

##### 2) 用途地域の状況

用途地域の状況は表4. 1-1 5に示すとおりであり、都市計画法に基づく用途地域の状況は泉佐野市と田尻町では工業系が最も多く、熊取町と泉南市では住居系が最も多くなっている。

また、対象事業実施区域周辺における用途地域の指定状況は図4. 1-3に示すとおりである。対象事業実施区域は現在、市街化調整区域であり、用途地域の指定は行われていない。

表 4. 1-15 (1) 用途地域の状況

(令和3年3月末現在)

市町	項目		面積 (ha) 注1) 注2)					
泉佐野市	用途地域	住居系	第一種低層住居専用地域	107.1	(5.2)	686.8	(33.0)	
			第二種低層住居専用地域	0.0	(0.0)			
			第一種中高層専用地域	46.5	(2.2)			
			第二種中高層専用地域	179.1	(8.6)			
			第一種住居地域	344.9	(16.6)			
			第二種住居地域	9.2	(0.4)			
			準住居地域	0.0	(0.0)			
		商業系	近隣商業地域	71.5	(3.4)	129.1	(6.2)	
			商業地域	57.6	(2.8)			
		工業系	準工業地域	1,121.0	(53.9)	1,263.0	(60.8)	
			工業地域	79.0	(3.8)			
			工業専用地域	63.0	(3.0)			
		市街化調整区域			3,572			
		田尻町	用途地域	住居系	第一種低層住居専用地域	0.0	(0.0)	94.0
第二種低層住居専用地域	0.0				(0.0)			
第一種中高層専用地域	0.0				(0.0)			
第二種中高層専用地域	22.0				(7.7)			
第一種住居地域	72.0				(25.0)			
第二種住居地域	0.0				(0.0)			
準住居地域	0.0				(0.0)			
商業系	近隣商業地域			1.9	(0.7)	1.9	(0.7)	
	商業地域			0.0	(0.0)			
工業系	準工業地域			186.5	(64.9)	191.6	(66.6)	
	工業地域			5.1	(1.8)			
	工業専用地域			0.0	(0.0)			
市街化調整区域				275				
熊取町	用途地域			住居系	第一種低層住居専用地域	302.7	(32.7)	761.3
		第二種低層住居専用地域	0.0		(0.0)			
		第一種中高層専用地域	182.8		(19.8)			
		第二種中高層専用地域	62.1		(6.7)			
		第一種住居地域	179.8		(19.4)			
		第二種住居地域	21.3		(2.3)			
		準住居地域	12.6		(1.4)			
		商業系	近隣商業地域	21.2	(2.3)	21.2	(2.3)	
			商業地域	0.0	(0.0)			
		工業系	準工業地域	142.0	(15.4)	142.0	(15.4)	
			工業地域	0.0	(0.0)			
			工業専用地域	0.0	(0.0)			
		市街化調整区域			799			

注1) ( )内は、用途地域における面積比 (%) を示す。

注2) 四捨五入の関係で、内訳の合計と合計欄は必ずしも一致しない。

出典) 「令和4年度 大阪府統計年鑑」(令和5年 大阪府) より作成

表 4. 1-15 (2) 用途地域の状況

(令和3年3月末現在)

市町	項目		面積 (ha) <sup>注1) 注2)</sup>					
泉南市	用途地域	住居系	第一種低層住居専用地域	143.5	(10.7)	791.7	(58.8)	
			第二種低層住居専用地域	0.0	(0.0)			
			第一種中高層専用地域	191.2	(14.2)			
			第二種中高層専用地域	40.1	(3.0)			
			第一種住居地域	394.6	(29.3)			
			第二種住居地域	22.3	(1.7)			
			準住居地域	0.0	(0.0)			
		商業系	近隣商業地域	67.6	(5.0)	69.5	(5.2)	
			商業地域	1.9	(0.1)			
		工業系	準工業地域	466.0	(34.6)	484.4	(36.0)	
			工業地域	18.4	(1.4)			
			工業専用地域	0.0	(0.0)			
		市街化調整区域			3,574			

注1) ( )内は、用途地域における面積比 (%) を示す。

注2) 四捨五入の関係で、内訳の合計と合計欄は必ずしも一致しない。

出典) 「令和4年度 大阪府統計年鑑」(令和5年 大阪府) より作成

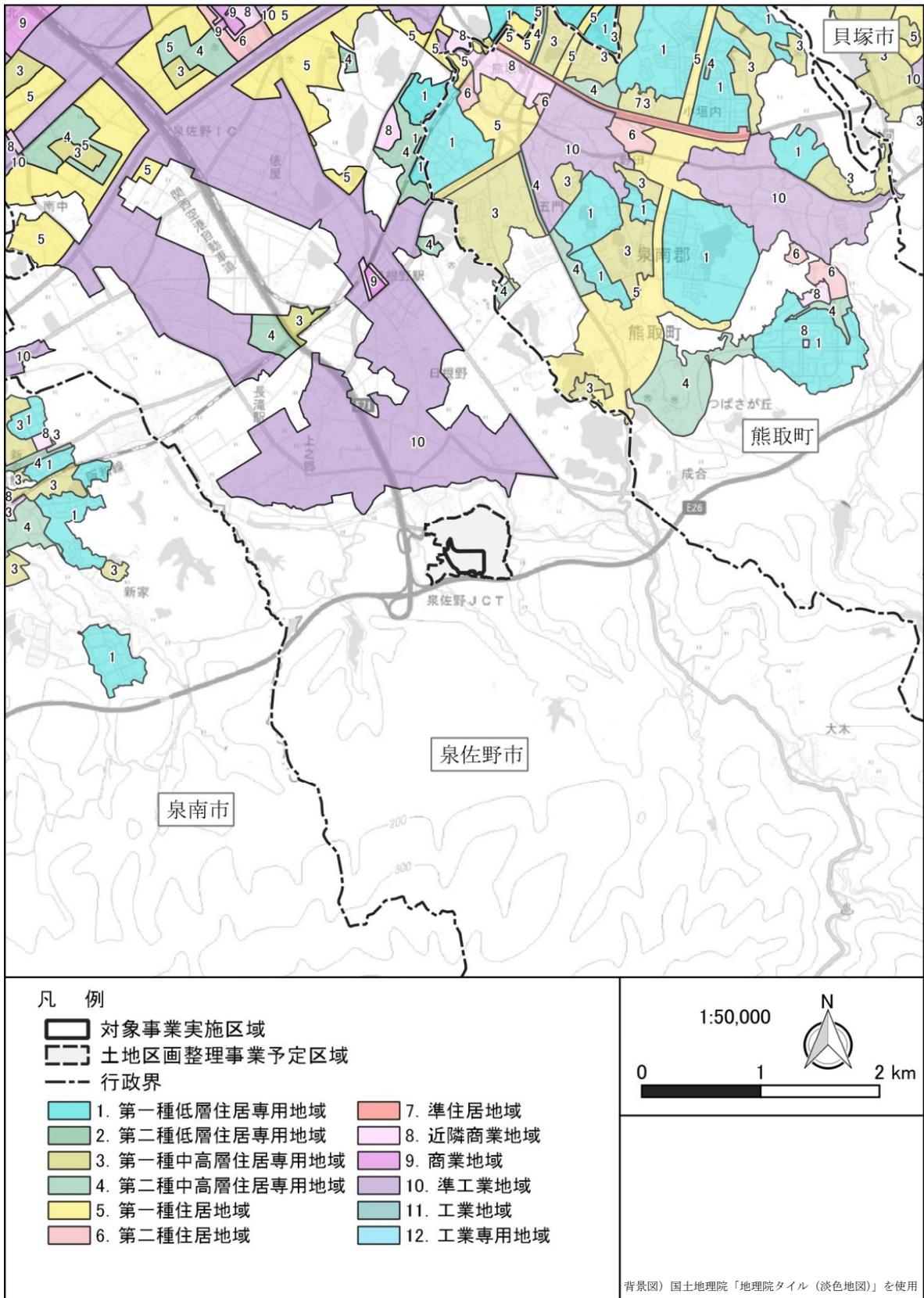


図 4. 1 - 3 都市計画用途地域

(2) 文教、医療、福祉施設

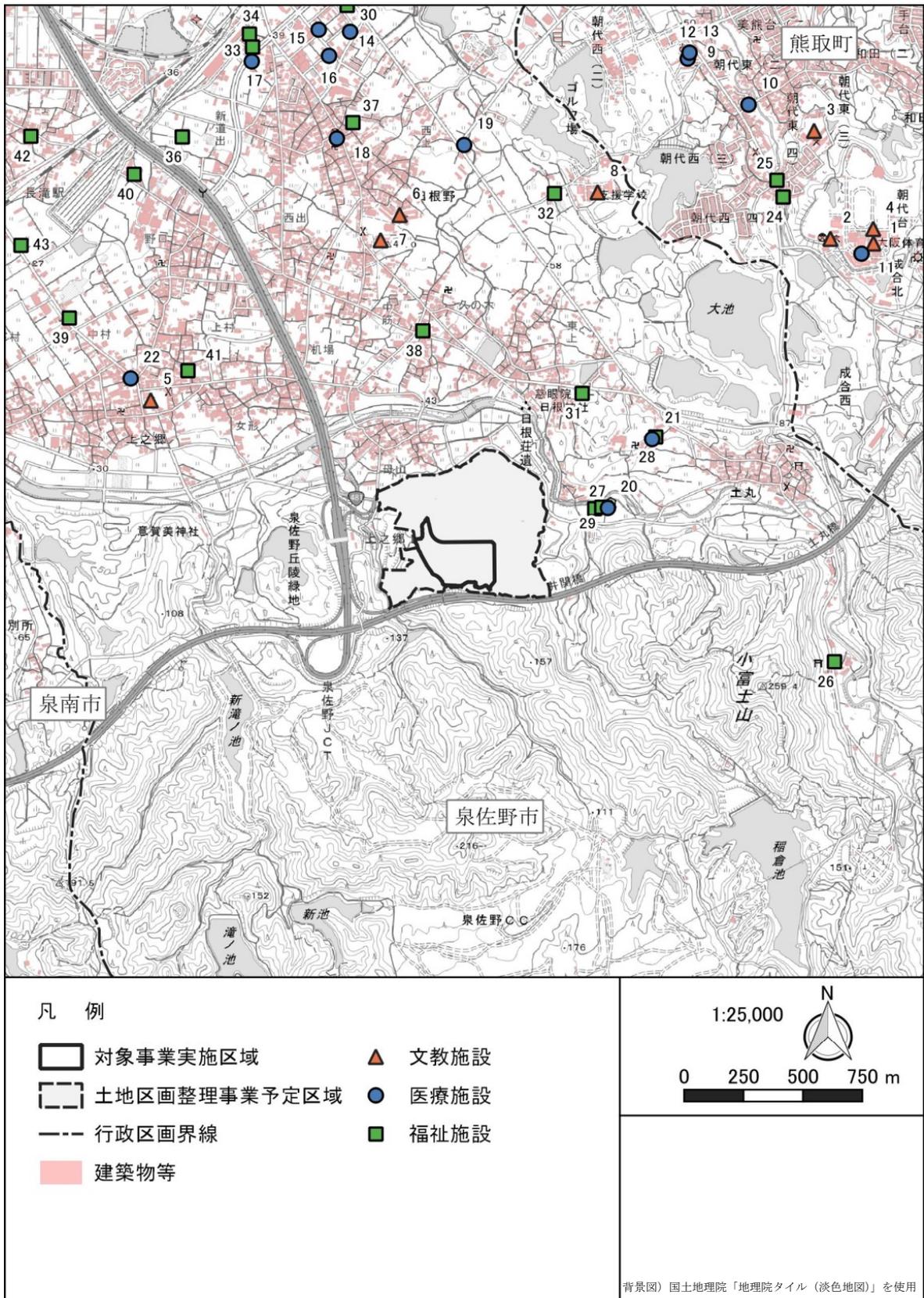
対象事業実施区域近傍における文教、医療、福祉施設及びその位置は、表4. 1-16及び図4. 1-4に示すとおりである。対象事業実施区域周辺における文教施設は8施設、医療施設は14施設、福祉施設は21施設である。

表4. 1-16 対象事業実施区域近傍の文教、医療、福祉施設

種類	市町	番号 <sup>注)</sup>	名称
文教施設	熊取町	1	大阪体育大学附属中学校
		2	大阪体育大学浪商高等学校
		3	南小学校
		4	大阪体育大学
	泉佐野市	5	上之郷小学校
		6	日根野中学校
		7	日根野小学校
		8	大阪府立佐野支援学校
医療施設	熊取町	9	京都大学複合原子力科学研究所中性子捕捉療法診療所
		10	ねごろ歯科医院
		11	大阪体育大学診療所
		12	京都大学保健管理センター熊取分室
		13	京都大学複合原子力科学研究所原子炉医療診療所
	泉佐野市	14	赤山クリニック
		15	医療法人 泉屋内科クリニック
		16	医療法人恵会 耳鼻咽喉科こばやしクリニック
		17	医療法人 中山医院
		18	医療法人 目歯科医院
		19	平松診療所
		20	社会福祉法人 泉ヶ丘福祉会 施設内診療所
		21	特別養護老人ホーム犬鳴山荘附属診療所
		22	泉佐野市上之郷診療所
福祉施設	熊取町	23	熊取療育園短期入所
		24	熊取療育園
		25	地域活動支援センター ひろば
	泉佐野市	26	ささゆり作業所
		27	特別養護老人ホーム泉ヶ丘園
		28	特別養護老人ホーム犬鳴山荘
		29	サービス付き高齢者向け住宅泉ヶ丘園
		30	ひねのこども園
		31	放課後等デイサービスめーぷる
		32	放課後等デイサービスリーふ
		33	さに～
		34	ココラ日根野
		35	ライフワークぎんなん第1短期入所事業部
		36	ライフワークぎんなん
		37	ハル日根野 plum
		38	ハル日根野
		39	放課後等デイサービスぴあーちえ
		40	恵誠の里
		41	上之郷こども園
		42	ほっとハート
		43	ふふふ

注) 表中の番号は図4. 1-4に対応している。

出典) 国土地理院「国土数値情報」(国土交通省ホームページ <https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/> 令和5年11月閲覧)より作成



備考) 図中の数字は表4. 1-16の表中番号と対応している。

図4. 1-4 対象事業実施区域近傍の文教、医療及び福祉施設

#### 4. 1. 5 水利用

##### (1) 上水道

対象市町の上水道の給水状況は、表4. 1-17に示すとおりであり、上水道の普及率は、泉佐野市、田尻町及び熊取町で100%、泉南市でも99.94%となっている。

表4. 1-17 上水道の給水状況

(令和3年度末現在)

市町	給水区域内人口 (人)	給水人口 (人)	普及率 (%)
泉佐野市	98,781	98,781	100.00
田尻町	8,336	8,336	100.00
熊取町	43,206	43,206	100.00
泉南市	58,668	58,630	99.94

出典)「令和3年度大阪府の水道の現況」(令和5年11月閲覧)より作成

##### (2) 下水道

対象市町の下水道の整備状況は表4. 1-18に示すとおりであり、人口普及率(整備人口の行政人口に対する比率)は、泉佐野市42.6%、田尻町97.3%、熊取町83.2%及び泉南市59.0%となっている。

表4. 1-18 下水道の整備状況

(令和3年度末現在)

市町	行政人口 (人)	整備人口 (人)	普及率 (%)
泉佐野市	98,607	41,994	42.6
田尻町	8,281	8,059	97.3
熊取町	43,018	35,787	83.2
泉南市	60,001	35,401	59.0

出典)「令和4年度 大阪府統計年鑑」(令和5年 大阪府)より作成

##### (3) 地下水利用の状況

対象市町には地下水採取規制地域の指定はない。

#### 4. 1. 6 廃棄物

##### (1) 一般廃棄物

令和3年度の対象市町の一般廃棄物の発生及び処理状況は表4. 1-19に示すとおりである。ごみ総排出量は泉佐野市約49,300トン、田尻町約3,000トン、熊取町約13,200トン及び泉南市約21,200トンであり、ごみ処理量は泉佐野市約48,800トン、田尻町3,000トン、熊取町約12,800トン及び泉南市約20,700トンである。

表4. 1-19 一般廃棄物の発生及び処理状況（令和3年度）

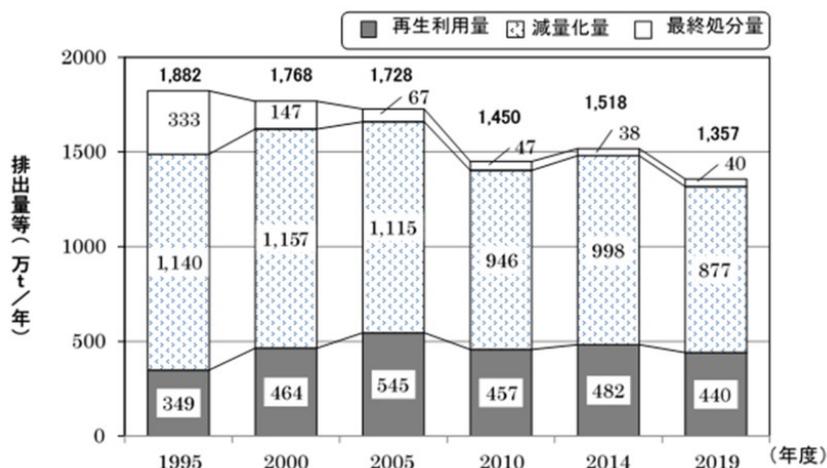
項目		単位	泉佐野市	田尻町	熊取町	泉南市
計画収集人口		人	98,927	8,427	43,148	60,452
ごみ総排出量	計画収集量	t	31,433	1,892	9,974	17,496
	直接搬入量	t	17,369	1,062	2,785	3,170
	集団回収量①	t	457	38	395	546
	合計	t	49,259	2,992	13,154	21,212
1人1日当たりの排出量		g/人日	1,364	973	835	961
ごみ処理量	直接焼却量	t	42,286	2,271	9,754	17,769
	直接最終処分量	t	0	0	0	0
	焼却以外の中間処理量	t	5,587	656	2,571	1,852
	直接資源化量②	t	928	28	515	1,045
	合計③	t	48,801	2,955	12,840	20,666
中間処理後再生利用量④		t	1,872	210	934	1,204
リサイクル率 (①+②+④) / (①+③) × 100		%	6.6	9.2	13.9	13.2
最終処分量		t	6,626	434	1,669	2,572

出典)「令和3年度一般廃棄物処理実態調査結果」(令和5年11月閲覧)より作成

## (2) 産業廃棄物

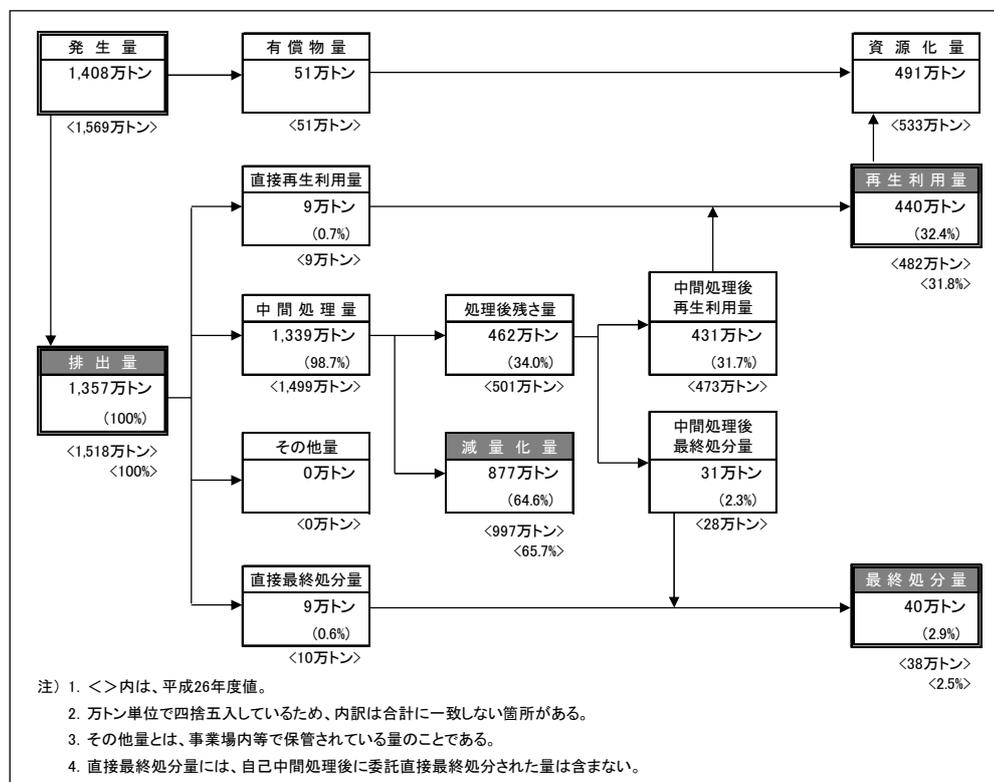
令和元年度に大阪府内から排出された産業廃棄物は1,357万トンとなっている。また再生利用量は440万トンであり、最終処分量は40万トンとなっている。産業廃棄物の排出量と再生利用率の推移は図4.1-5、産業廃棄物の処理状況は図4.1-6に示すとおりである。

また、建設業における令和元年度の産業廃棄物の排出量・再生利用量・最終処分量の内訳は図4.1-7に示すとおりであり、排出量366万トン、再生利用量334万トン、最終処分量16万トンとなっている。



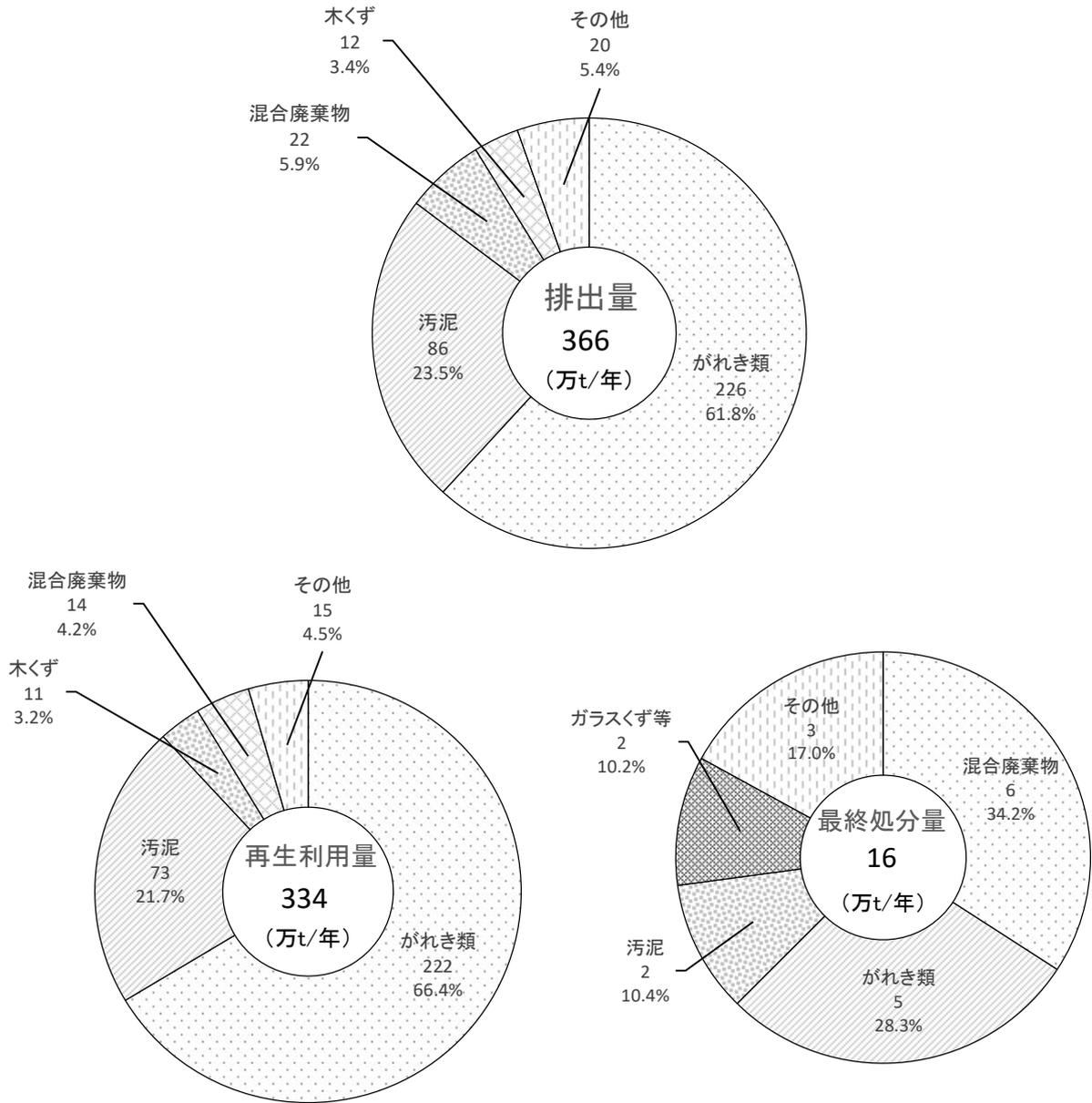
出典)「大阪府循環型社会推進計画」(令和3年 大阪府)

図4.1-5 産業廃棄物の排出量等の推移



出典)「令和2年度大阪府産業廃棄物処理実態調査報告書(令和元年度実績)」(令和3年3月 大阪府)

図4.1-6 産業廃棄物の発生・排出及び処理の状況



出典)「令和2年度大阪府産業廃棄物処理実態調査報告書(令和元年度実績)」(令和3年3月 大阪府)より作成

図4. 1-7 建設業における産業廃棄物の種類別排出量・再生利用量・最終処分量

#### 4. 1. 7 関係法令・条例等

環境基準等の環境上の条件となる関係法令・条例等については対象市町について記載し、規制基準に関する関係法令・条例等については本事業で適用される地域を対象に記載した。

##### (1) 大気汚染

###### 1) 環境基準等

「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づく大気汚染に係る環境基準は、表4. 1-20に示すとおり定められており、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン及び微小粒子状物質(PM2.5)の10項目について環境基準が設定されている。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年法律第105号)に基づくダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準(平成11年環境庁告示第68号)は、表4. 1-21に示すとおり定められている。

なお、環境中の有害大気物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値は、表4. 1-22に示した。

表 4. 1-20 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件（設定年月日等）	測定方法
二酸化いおう (SO <sub>2</sub> )	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。(S48.5.16 告示)	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。(S48.5.8 告示)	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(S48.5.8 告示)	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。(S53.7.11 告示)	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
光化学オキシダント (Ox)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。(S48.5.8 告示)	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
ベンゼン	1 年平均値が 0.003 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(H9.2.4 告示)	キャニスター又は捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(H30.11.19 告示)	
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(H9.2.4 告示)	
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(H13.4.20 告示)	
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m <sup>3</sup> 以下であること。(H21.9.9 告示)	微小粒子状物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができる認められる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法

備考 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 μm 以下のものをいう。

3. 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。

4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

5. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

6. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5 μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後採取される粒子をいう。

出典) 「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年 5 月環境庁告示第 25 号)

「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年 7 月環境庁告示第 38 号)

「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成 9 年 2 月環境庁告示第 4 号)

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成 21 年 9 月環境庁告示第 33 号)

をもとに加工して作成

表4. 1-21 ダイオキシン類に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること。 (H11.12.27告示)	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアースンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

備考1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。  
2. 大気基準値は、年間平均値とする。

出典)「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準」(平成11年12月環境庁告示第68号)をもとに加工して作成

表4. 1-22 環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値

物質	指針値
アクリロニトリル (H15.7第7次答申)	年平均値: 2 μg/m <sup>3</sup> 以下
アセトアルデヒド (R2.8第12次答申)	年平均値: 120 μg/m <sup>3</sup> 以下
塩化ビニルモノマー (H15.7第7次答申)	年平均値: 10 μg/m <sup>3</sup> 以下
塩化メチル (R2.8第12次答申)	年平均値: 94 μg/m <sup>3</sup> 以下
クロロホルム (H18.11第8次答申)	年平均値: 18 μg/m <sup>3</sup> 以下
1,2-ジクロロエタン (H18.11第8次答申)	年平均値: 1.6 μg/m <sup>3</sup> 以下
水銀 (H15.7第7次答申)	年平均値: 0.04 μgHg/m <sup>3</sup> 以下
ニッケル化合物 (H15.7第7次答申)	年平均値: 0.025 μgNi/m <sup>3</sup> 以下
ヒ素及び無機ヒ素化合物 (H22.10第9次答申)	年平均値: 6 ng-As/m <sup>3</sup> 以下
1,3-ブタジエン (H18.11第8次答申)	年平均値: 2.5 μg/m <sup>3</sup> 以下
マンガン及び無機マンガ ン化合物 (H26.5第10次 答申)	年平均値: 0.14 μgMn/m <sup>3</sup> 以下

出典)「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第7次答申)」中央環境審議会平成15年7月  
「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第8次答申)」中央環境審議会平成18年11月  
「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第9次答申)」中央環境審議会平成22年10月  
「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第10次答申)」中央環境審議会平成26年5月  
「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第12次答申)」中央環境審議会令和2年8月  
をもとに加工して作成

## 2) 排出規制

大気汚染物質については、「大気汚染防止法」(昭和43年法律第97号)において、ばい煙発生施設等を対象に、排出基準及び総量規制基準等が定められている。ばいじん及び有害物質については、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」(平成6年大阪府条例第6号)により、大気汚染防止法の規制物質の横だし規制が実施されている。また、ダイオキシン類については、「ダイオキシン類対策特別措置法」により排出基準が定められている。

自動車排ガスについては、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(平成4年法律第70号)により車種規制が定められている。大阪府では、自動車排ガス対策として流入車規制を平成21年1月から実施していたが、令和4年4月の「大阪府生活環境の保全等に関する条例」の改正により流入車規制は廃止となった。

### ア ばい煙発生施設

#### (ア) 硫黄酸化物

「大気汚染防止法」による排出基準(K値規制)が定められており、対象市町では特別排出基準(K値:1.75)による規制となる。

また、工場・事業場が集積しており、施設ごとの排出規制(K値規制)のみによっては環境基準の達成が困難と考えられる一定地域を国が指定し、総量規制を定めている。総量規制基準は、工場又は事業場に設置されているすべての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したものを合計した量が1時間当たり0.8キロリットル以上である工場又は事業場(以下「特定工場等」という。)に適用する。

総量規制基準は、次のア又はイに掲げる特定工場等の区分に従い、ア又はイに定める算式により算出される硫黄酸化物の量とする。

ア イに掲げる特定工場等を除くすべての特定工場等

$$Q = a \cdot W^{0.85}$$

Q: 硫黄酸化物の量(単位 温度零度、圧力1気圧の状態に換算した m<sup>3</sup> 毎時)

W: 特定工場等に設置されているすべての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において使用される原料及び燃料の量(単位 重油の量に換算した kl 毎時)

a: 指定地域の区分の欄に掲げる地域ごとにそれぞれ a の値の欄に掲げる値

イ 昭和52年10月1日以後に新たに硫黄酸化物に係るばい煙発生施設が設置され、又は同日以後に硫黄酸化物に係るばい煙発生施設について構造等の変更がなされた特定工場等(工場又は事業場で硫黄酸化物に係るばい煙発生施設の設置又は構造等の変更により同日以後に新たに特定工場等となったものを含む。)及び同日以後に新たに設置された特定工場等

$$Q = a \cdot W^{0.85} + 0.3 \times a \cdot \{ (W + W_i)^{0.85} - W^{0.85} \}$$

Q: 硫黄酸化物の量(単位 温度零度、圧力1気圧の状態に換算した m<sup>3</sup> 毎時)

W：特定工場等に設置されているすべての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において使用される原料及び燃料の量(Wiを除く。)(単位 重油の量に換算した k1 毎時)

Wi：特定工場等に昭和 52 年 10 月 1 日以後に設置されたすべての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において使用される原料及び燃料の量(単位 重油の量に換算した k1 毎時)

a：指定地域の区分の欄に掲げる地域ごとにそれぞれ a の値の欄に掲げる値

指定地域の区分		aの値
大気汚染防止法施行令(昭和43年政令第329号。以下「令」という。)別表第3の2第10号に掲げる区域(大阪市、堺市、豊中市、吹田市、泉大津市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、松原市、大東市、門真市、摂津市、高石市、東大阪市、四條畷市、交野市及び泉北郡の区域)	大阪市の区域、堺市の区域のうち西日本旅客鉄道株式会社阪和線以西の区域(石津川左岸線以南の区域のうち府道大阪臨海線以東の区域を除く。)並びに高石市の区域のうち高砂一丁目、高砂二丁目、高砂三丁目、羽衣公園丁及び高師浜丁の区域(以下「A-1の区域」という。)	2.0
	その他の区域(以下「A-2の区域」という。)	3.0
令別表第3の2第11号に掲げる区域(岸和田市、池田市、高槻市、貝塚市、茨木市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、泉南市、三島郡、泉南郡、南河内郡狭山町及び同郡美原町の区域)	岸和田市の区域のうち木材町、新港町及び臨海町の区域、貝塚市(貝市)の区域のうち港の区域並びに泉佐野市の区域のうち住吉町及び新浜町の区域(以下「B-1の区域」という。)	3.0
	その他の区域(以下「B-2の区域」という。)	5.0

#### (イ) 窒素酸化物

「大気汚染防止法」による排出基準が定められており、対象施設に係る排出基準は 250ppm(酸素濃度 12%換算値)となる。

#### (ウ) ばいじん

「大気汚染防止法」による排出基準が定められており、総理府令第 27 号(平成 10 年 4 月 10 日付)の改正に伴い、対象施設は  $0.04 \text{ g} / \text{Nm}^3$ (酸素濃度 12%換算値、処理能力  $4 \text{ t} / \text{時}$ 以上)となる。

#### (エ) 有害物質

「大気汚染防止法」による塩化水素の排出基準が定められており、廃棄物焼却炉に係る排出基準は  $700 \text{ mg} / \text{Nm}^3$ (酸素濃度 12%換算値)となる。また、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」で定められている有害物質に係る排出基準は排出ガス量、煙突高さ、他人が所有する周辺の建物等の条件により定められている。

#### (オ) ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」による特定施設の排出基準が定められており、対象施設は  $0.1 \text{ ng-TEQ} / \text{m}^3$ (焼却能力が  $4,000 \text{ kg} / \text{時}$ 以上)の許容限度となる。

#### (カ) 水銀

「大気汚染防止法」による排出基準が定められており、対象施設は  $30 \mu\text{g} / \text{Nm}^3$ (火格子面積  $2 \text{ m}^2$ 以上、焼却能力  $200 \text{ kg} / \text{時}$ 以上)となる。

## イ 自動車排ガス

「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（以下「自動車NO<sub>x</sub>・PM法」という。）」では、対策地域内で、トラック・バス等（ディーゼル車、ガソリン車、LPG車）及びディーゼル乗用車に関して窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合する自動車を用いる車種規制が定められている。

大阪府では、自動車排ガス対策として流入車規制を平成21年1月から実施してきたが、令和4年4月の「大阪府生活環境の保全等に関する条例」の改正により流入車規制は廃止となった。

## (2) 水質汚濁・底質

### 1) 公共用水域における水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づく公共用水域における水質汚濁に係る環境基準として、表4. 1-2 3に示す人の健康の保護に関する環境基準と表4. 1-2 4に示す生活環境の保全に関する環境基準が定められている。

生活環境の保全に関する環境基準は、各公共用水域に該当する水域類型ごとに適用されており、対象事業実施区域周辺を流れる樫井川は上流がB類型及び生物B類型、下流がC類型及び生物B類型に指定されている。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年法律第105号)に基づくダイオキシン類による水質及び水底の底質に係る環境基準(平成11年環境庁告示第68号)は、表4. 1-2 5に示すとおり定められている。

表4. 1-2 3 人の健康の保護に関する環境基準(公共用水域)

項目	基準値	備考
カドミウム	0.003mg/L以下	1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格 K0102 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものとする。
全シアン	検出されないこと	
鉛	0.01mg/L以下	
六価クロム	0.02mg/L以下	
砒素	0.01mg/L以下	
総水銀	0.0005mg/L以下	
アルキル水銀	検出されないこと	
P C B	検出されないこと	
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	
四塩化炭素	0.002mg/L以下	
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	
チウラム	0.006mg/L以下	
シマジン	0.003mg/L以下	
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	
ベンゼン	0.01mg/L以下	
セレン	0.01mg/L以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	
ふっ素	0.8mg/L以下	
ほう素	1 mg/L以下	
1, 4-ジオキサン	0.05mg/L以下	

出典)「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号)をもとに加工して作成

表4. 1-2 4 生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く））

ア

項目 類型	利用目的の 適応性 <sup>注)</sup>	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20 C F U / 100ml 以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 C F U / 100ml 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000 C F U / 100ml 以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に 掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2 mg/L 以上	—

備考 1. 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。  
 2. 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。  
 3. 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100 C F U / 100ml 以下とする。  
 4. 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。  
 5. 大腸菌数に用いる単位は C F U（コロニー形成単位（Colony Forming Unit）） / 100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注) 利用目的の適応性内の各定義は以下のとおりである。

- 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- 水道2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- 水道3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
- 水産2級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
- 水産3級 : コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- 工業用水2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- 工業用水3級 : 特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考 基準値は年間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)				

出典)「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)をもとに加工して作成

表 4. 1-25 ダイオキシン類による水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む)に係る環境基準

媒体	基準値
水質 (水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
備考 1. 基準値は 2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 水質(水底の底質を除く。)の基準値は年間平均値とする。	

出典)「ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成 11 年 12 月環境庁告示第 68 号)をもとに加工して作成

## 2) 地下水における水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」に基づく地下水における水質汚濁に係る環境基準は、表4. 1-26に示すとおり定められている。

表4. 1-26 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	備考
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。 4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。
全シアン	検出されないこと	
鉛	0.01 mg/L 以下	
六価クロム	0.02 mg/L 以下	
砒素	0.01 mg/L 以下	
総水銀	0.0005 mg/L 以下	
アルキル水銀	検出されないこと	
PCB	検出されないこと	
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L 以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	
チウラム	0.006 mg/L 以下	
シマジン	0.003 mg/L 以下	
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	
ベンゼン	0.01 mg/L 以下	
セレン	0.01 mg/L 以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下	
ふっ素	0.8 mg/L 以下	
ほう素	1 mg/L 以下	
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	

出典)「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第10号)をもとに加工して作成

### 3) 排水規制

#### ア 水質汚濁防止法に基づく排水基準

工場から公共用水域に排出される排水基準は、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号）により、表 4. 1-27 に示すとおり定められている。

表 4. 1-27 (1) 水質汚濁防止法等に基づく排水基準（有害物質）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mgCd/L
シアン化合物	1 mgCN/L
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る）	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1mgPb/L
六価クロム化合物	0.2mgCr(VI)/L
砒素及びその化合物	0.1mgAs/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mgHg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mgSe/L
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの：10mgB/L
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの：8 mgF/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量：100mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L

#### 備考

1. 「検出されないこと。」とは、第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
2. 砒(ひ)素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年政令第 363 号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。

出典)「排水基準を定める省令」(昭和 46 年 6 月総理府令第 35 号)をもとに加工して作成

表 4. 1-27 (2) 水質汚濁防止法等に基づく排水基準（その他の項目）

その他項目の種類	許容限度
水素イオン濃度（水素指数）(pH)	(海域以外) 5.8～8.6
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)
浮遊物質量 (SS)	200mg/L (日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30mg/L
フェノール類含有量	5 mg/L
銅含有量	3 mg/L
亜鉛含有量	2 mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2 mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm <sup>3</sup>
窒素含有量	120mg/L (日間平均 60mg/L)
燐含有量	16mg/L (日間平均 8 mg/L)
備考	<ol style="list-style-type: none"> <li>「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</li> <li>この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50 立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。</li> <li>水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。</li> <li>水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。</li> <li>生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。</li> <li>窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1 リットルにつき 9,000 ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</li> <li>燐(りん)含有量についての排水基準は、燐(りん)が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</li> </ol>

出典)「排水基準を定める省令」(昭和 46 年 6 月総理府令第 35 号)をもとに加工して作成

## イ 水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例による上乘せ排水基準

大阪府における上乘せ排水基準は、「水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例」（昭和49年大阪府条例第8号）により定められている。

生活環境項目のうち生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量及び浮遊物質量は、大阪府域をAからDに区分し、その地域ごとに既設特定事業場、新設特定事業場に区分し、日平均排水量別に上乘せ排水基準が設定されている。対象事業実施区域はC地域に該当する。ノルマルヘキサン抽出物質含有量については、上水道水源地域及び泉州臨海造成地域と一般地域に区分されており、対象事業実施区域は一般地域に該当する。当該地域の上乗せ排水基準を表4. 1-28に示す。なお、対象事業実施区域は上水道水源地域には該当しないため、有害物質に係る上乘せ排水基準は適用されない。

表4. 1-28 (1) 水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例に基づく上乘せ排水基準（生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質量）

区分		日平均排水量(m <sup>3</sup> )	BOD(生物化学的酸素要求量)(mg/L)		COD(化学的酸素要求量)(mg/L)		SS(浮遊物質量)(mg/L)	
			日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大
新設特定事業場	すべての業種	30以上200未満	20	25	20	25	50	65
		200以上5,000未満	20	25	20	25	50	65
		5,000以上	5	10	5	10	20	25

備考

- この表に掲げる上乘せ排水基準は、令和二年六月二十一日現在の特定施設(指定地域特定施設を含む。以下同じ。)を設置する特定事業場の排水について適用する。
- この表に掲げる数値の検定方法は、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和四十九年環境庁告示第六十四号)による。
- 「日間平均」による許容限度は、一日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。

出典)「水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例」(昭和49年大阪府条例第8号)をもとに加工して作成

表4. 1-28 (2) 水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例に基づく上乘せ排水基準（ノルマルヘキサン抽出物質含有量）

区分		日平均排水量(m <sup>3</sup> )	許容限度(mg/L)	
			鉱油類含有量	動植物油脂含有量
新設特定事業場	すべての業種	30以上1,000未満	4	10
		1,000以上5,000未満	3	10
		5,000以上	2	5

備考

- この表に掲げる上乘せ排水基準は、令和二年六月二十一日現在の特定施設(指定地域特定施設を含む。以下同じ。)を設置する特定事業場の排水について適用する。
- この表に掲げる数値の検定方法は、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和四十九年環境庁告示第六十四号)による。

出典)「水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例」(昭和49年大阪府条例第8号)をもとに加工して作成

表 4. 1-28 (3) 水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例に基づく  
 上乗せ排水基準（その他項目）

その他項目の種類	許容限度
水素イオン濃度	5.8 以上 8.6 以下
フェノール類含有量	1 mg/L
銅含有量	3 mg/L
亜鉛含有量	2 mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2 mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm <sup>3</sup>
備考 1. この表に掲げる上乗せ排水基準は、令和二年六月二十一日現在の特定施設（指定地域特定施設を含む。以下同じ。）を設置する特定事業場の排水水について適用する。 2. この表に掲げる数値の検定方法は、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和四十九年環境庁告示第六十四号）による。 3. 「日間平均」による許容限度は、一日の排水水の平均的な汚染状態について定めたものである。	

出典「水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例」（昭和 49 年大阪府条例第 8 号）をもとに加工して作成

#### ウ 水質汚濁防止法に基づく規定による総量規制基準

化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準は、水質汚濁防止法第四条の五第一項及び第二項の規定により、表 4. 1-29 に示すとおり定められている。

このうち、化学的酸素要求量は瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項に規定する区域のうち大阪府の区域に、窒素含有量及びりん含有量は水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第 2 第 3 号のロに掲げる大阪府の区域に適用される。この基準は、水質汚濁防止法第二条第六項に規定する特定事業場で、日平均排出量が 50m<sup>3</sup> 以上のものに適用される。

なお、対象事業においては下水道放流を計画しており、本基準は適用されない。

表 4. 1-29 (1) 化学的酸素要求量に係る総量規制基準

指定地域内事業場	総量規制基準
昭和 55 年 7 月 1 日以後申請又は届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場（工場又は事業場で同日以後申請又は届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となったものを含む。）及び同日以後特別措置法第 5 条第 1 項の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場	$L_c = (C_{ej} \cdot Q_{ej} + C_{ei} \cdot Q_{ei} + C_{eo} \cdot Q_{eo}) \times 10^{-3}$
備考：この表に掲げる式において、 $L_c$ 、 $C_{ej}$ 、 $C_{ei}$ 、 $C_{eo}$ 、 $Q_{ej}$ 、 $Q_{ei}$ 及び $Q_{eo}$ は、「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準」（平成 29 年大阪府告示第 1026 号）の値に従う。	

出典「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準」（平成 29 年大阪府告示第 1026 号）をもとに加工して作成

表4. 1-29 (2) 窒素含有量に係る総量規制基準

指定地域内事業場	総量規制基準
平成14年10月1日以後申請又は届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場（工場又は事業場で同日以後申請又は届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となったものを含む。以下同じ。）及び同日以後特別措置法第5条第1項の規定による許可の申請又は防止法第5条第1項の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場	$L_n = (C_{ni} \cdot Q_{ni} + C_{no} \cdot Q_{no}) \times 10^{-3}$
備考：この表に掲げる式において、 $L_n$ 、 $C_{ni}$ 、 $C_{no}$ 、 $Q_{ni}$ 及び $Q_{no}$ は、「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準」（平成29年大阪府告示第1026号）の値に従う。	

出典「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準」（平成29年大阪府告示第1026号）をもとに加工して作成

表4. 1-29 (3) りん含有量に係る総量規制基準

指定地域内事業場	総量規制基準
平成14年10月1日以後申請又は届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場及び同日以後特別措置法第5条第1項の規定による許可の申請又は防止法第5条第1項の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場	$L_p = (C_{pi} \cdot Q_{pi} + C_{po} \cdot Q_{po}) \times 10^{-3}$
備考：この表に掲げる式において、 $L_p$ 、 $C_{pi}$ 、 $C_{po}$ 、 $Q_{pi}$ 及び $Q_{po}$ は、「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準」（平成29年大阪府告示第1026号）の値に従う。	

出典「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準」（平成29年大阪府告示第1026号）をもとに加工して作成

#### エ ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排水基準

特定施設に係る排出水の排出基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」により定められており、対象施設は  $10 \text{ pg-TEQ/L}$  の許容限度となる。

### (3) 騒音

#### 1) 環境基準

「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づく騒音に係る環境基準は、表4. 1-30に示すとおり定められており、地域の類型、地域の区分及び時間の区分ごとに値が設定されている。なお、表4. 1-30(2)の騒音に係る環境基準(道路に面する地域)のうち、幹線交通を担う道路に近接する空間については、特例として表4. 1-30(3)の基準値が適用される。

各類型を当てはめる地域については、泉佐野市が指定するものとなり、該当地域については、表4. 1-31のとおり指定されている。対象事業実施区域は、用途地域の指定のない区域に該当するため、B類型の基準が適用される。

表4. 1-30(1) 騒音に係る環境基準(一般地域)

単位：デシベル

地域の類型	基準値	
	昼間 (6時から22時)	夜間 (22時から翌6時)
AA	50以下	40以下
A及びB	55以下	45以下
C	60以下	50以下
備考: 1. AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。 2. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。 3. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。 4. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。		

出典)「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月環境庁告示第64号)をもとに加工して作成

表4. 1-30(2) 騒音に係る環境基準(道路に面する地域)

単位：デシベル

地域の区分	基準値	
	昼間 (6時から22時)	夜間 (22時から翌6時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下
備考:車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。		

出典)「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月環境庁告示第64号)をもとに加工して作成

表 4. 1-30 (3) 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

単位：デシベル

基準値	
昼間（6時から22時）	夜間（22時から翌6時）
70以下	65以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

備考1) 「幹線交通を担う道路」とあるのは、次に掲げる道路をいうものとする

(1) 道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。)

(2) 前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第7条第1項第1号に定める自動車専用道路。

備考2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定することとする。

(1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路15メートル

(2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路20メートル

出典) 「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月環境庁告示第64号)及び「騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準について」(平成13年環境省環大企3号)をもとに加工して作成

表 4. 1-31 泉佐野市における騒音に係る環境基準の類型ごとに当てはめる地域の指定

地域の類型		
A	B	C
都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域	都市計画法第2章の規定により定められた第一種住居地域及び第二種住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域(関西国際空港の敷地を除く。)	都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域(関西国際空港の敷地を除く。)及び工業地域

出典) 「騒音に係る環境基準の類型ごとに当てはめる地域の指定について」(平成24年3月泉佐野市告示第81号)をもとに作成

## 2) 規制基準

特定施設を設置する工場及び事業場における騒音の規制基準は「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)により定められている。工場及び事業場騒音の規制基準値及び区域の区分は市が指定し、泉佐野市では表4. 1-32(1)に示すとおり定められている。

加えて、工業専用地域のうち、表4. 1-32(2)に示す地域は、「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成6年大阪府規則第81号)第53条第2号の規定に基づく規制地域に指定されている。「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づく工場・事業場騒音の規制基準は表4. 1-32(3)に示すとおりである。

対象事業実施区域は市街化調整区域のため、第二種区域の基準が適用される。

表4. 1-32(1) 騒音規制法に基づく工場・事業場騒音の規制基準

単位：デシベル

時間の区分 区域の区分		朝	昼間	夕	夜間
		(午前6時から 午前8時まで)	(午前8時から 午後6時まで)	(午後6時から 午後9時まで)	(午後9時から翌 日の午前6時まで)
第一種区域		45	50	45	40
第二種区域		50	55	50	45
第三種区域		60	65	60	55
第四種区域	既設の学校、保育所等の敷地の周囲50mの区域及び第二種区域の境界線から15m以内の区域	60	65	60	55
	その他の区域	65	70	65	60

備考：

- 測定点は、工場又は事業場の敷地境界線上とする。但し、敷地境界線上において測定することが適当でないと思われる場合は、敷地境界線以遠の任意の地点において測定することができるものとする。
- 「第一種区域」、「第二種区域」、「第三種区域」及び「第四種区域」とは、それぞれ次の各号に掲げる地域をいう。
  - 第一種区域 都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域
  - 第二種区域 都市計画法第2章の規定により定められた第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域
  - 第三種区域 都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
  - 第四種区域 都市計画法第2章の規定により定められた工業地域
- 「既設の学校、保育所等」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所(以下「保育所」という。)、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するものであって、昭和45年4月1日において既に設置されているもの(同日において既に着工されているものを含む。)並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園(当該幼保連携型認定こども園の設置の日の前日において現に学校教育法第1条に規定する幼稚園(以下「幼稚園」という。)又は保育所(昭和45年4月1日において既に設置されているもの(同日において既に着工されているものを含む。))に限る。)であるものが廃止され、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において設置されているものに限る。)をいう。

出典)「騒音規制法に基づく指定地域の騒音規制基準について」(平成24年3月泉佐野市告示第83号)及び「騒音規制法第4条第1項の規定に基づく規制基準の一部を改正する告示」(平成27年6月泉佐野市告示第198号)をもとに加工して作成

表4. 1-32(2) 大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく規制地域

都市計画法第2章の規定により定められた工業専用地域のうち、次に掲げる地域	
泉佐野市の区域	住吉町の工業専用地域の一部

出典)「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号の規定に基づく地域の指定」(平成6年大阪府告示第1665号)をもとに加工して作成

表4. 1-32(3) 大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく

工場・事業場騒音の規制基準

単位：デシベル

時間の区分		朝 (午前6時から 午前8時まで)	昼間 (午前8時から 午後6時まで)	夕 (午後6時から 午後9時まで)	夜間 (午後9時から翌 日の午前6時まで)
区域の区分					
第一種区域		45	50	45	40
第二種区域		50	55	50	45
第三種区域		60	65	60	55
第四種区域	既設の学校、保育所等の敷地の周囲50mの区域及び第二種区域の境界線から15m以内の区域	60	65	60	55
	その他の区域	65	70	65	60

備考：

- 「デシベル」とは、計量法別表第二に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 騒音の測定は、計量法第七十一条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いることとする。
- 測定場所は、工場又は事業場の敷地境界線上とする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠の任意の地点において測定することができるものとする。
- 騒音の測定方法は、当分の間、日本産業規格Z八七三ー一に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
  - 騒音計の指示値が変動せず、又はその変動が少ない場合は、その指示値とする。
  - 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
  - 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の九〇パーセントレンジの上端の数値とする。
  - 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の九〇パーセントレンジの上端の数値とする。
- 「第一種区域」、「第二種区域」、「第三種区域」及び「第四種区域」とは、それぞれ次の各号に掲げる地域をいう。
  - 第一種区域 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び田園住居地域
  - 第二種区域 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域(都市計画法第二章の規定により定められた地域をいう。以下同じ。)並びに都市計画法第八条第一項第一号に規定する用途地域の指定のない地域(工業用の埋立地を除く。以下「用途地域の指定のない地域」という。)のうち第四種区域に該当する地域以外の地域
  - 第三種区域 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域(都市計画法第二章の規定により定められた地域をいう。以下同じ。)のうち第四種区域に該当する地域以外の地域
  - 第四種区域 工業地域(都市計画法第二章の規定により定められた地域をいう。以下同じ。)及び第五十三条第二号に掲げる地域
- 「既設の学校、保育所等」とは、学校、保育所、病院及び入院施設を有する診療所であって、昭和四十五年四月一日において既に設置されているもの(同日において既に着工されているものを含む。)並びに幼保連携型認定こども園(当該幼保連携型認定こども園の設置の日の前日において現に学校教育法第一条に規定する幼稚園(以下「幼稚園」という。)又は保育所(昭和四十五年四月一日において既に設置されているもの(同日において既に着工されているものを含む。)に限る。)であるものが廃止され、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において設置されているものに限る。)をいう。
- この表は、建設工事に伴って発生する騒音並びに航空機騒音及び鉄軌道の運行に伴って発生する騒音については適用しないものとする。

出典)「大阪府環境保全条例施行規則」(平成6年大阪府規則第八十一号)をもとに加工して作成

また、表4. 1-3 3に示す特定建設作業に伴う騒音規制基準については、表4. 1-3 4 (1)のとおり定められている。なお、規制区域は泉佐野市が指定するものとなり、泉佐野市では表4. 1-3 4 (2)のとおり定められている。

対象事業実施区域は市街化調整区域のため、第一号区域の基準が適用される。

表4. 1-3 3 騒音に係る特定建設作業

適用	特定建設作業の種類
法又は 条例	1. くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。） 2. びょう打機を使用する作業 3. さく岩機を使用する作業 <sup>注1)</sup> 4. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるのものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。） 5. コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。） 6. バックホウ（原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。）を使用する作業 <sup>注2)</sup> 7. トラクターショベル（原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。）を使用する作業 <sup>注2)</sup> 8. ブルドーザー（原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。）を使用する作業 <sup>注2)</sup>
条例	9. 6、7又は8に規定する作業以外のショベル系掘削機械（アタッチメントをスケルトンバケットに換装したものを含み、原動機の定格出力が20キロワットを越えるものに限る。）、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する作業 10. コンクリートカッターを使用する作業 <sup>注1)</sup> 11. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
注1) 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。 注2) 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令別表第2の規定により環境大臣が指定するもの（国土交通省が低騒音型建設機械として指定したものが該当）を使用する作業を除く。（この場合は9の条例（大阪府生活環境の保全等に関する条例）での届出を行うことになる。）	

出典) 大阪府ホームページ(<https://www.pref.osaka.lg.jp/kotsukankyo/oto/kensetsu.html> 令和5年11月閲覧)をもとに加工して作成

表4. 1-3 4 (1) 特定建設作業に伴う騒音規制基準

単位：デシベル

規制内容	1号区域における規制基準	2号区域における規制基準
特定建設作業の場所の敷地境界における基準値	85	85
作業可能時刻	午前7時から午後7時	午前6時から午後10時
最大作業時間	1日あたり10時間	1日あたり14時間
最大作業期間	連続6日間	連続6日間
作業日	日曜その他の休日を除く日	日曜その他の休日を除く日

出典) 大阪府ホームページ(<https://www.pref.osaka.lg.jp/kotsukankyo/oto/kensetsu.html> 令和5年11月閲覧)をもとに加工して作成

表4. 1-3 4 (2) 泉佐野市における特定建設作業に伴う規制基準に係る区域の区分

区域区分	該当区域
1号区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域のうち学校、保育所、病院、診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80メートルの区域内の地域、用途地域の指定のない地域
2号区域	指定地域のうち、1号区域以外の地域

出典) 「特定建設作業に伴って発生する騒音規制に関する基準に基づく区域について（平成24年3月泉佐野市告示第85号）及び「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第1号の規定に基づく区域の一部を改正する告示」（平成27年6月泉佐野市告示第199号）をもとに加工して作成

自動車騒音の要請限度については騒音規制法第 17 条第 1 項の規定より、表 4. 1-3 5 (1) に示すとおり定められている。なお、規制区域の区分は、泉佐野市が指定するものとなり、泉佐野市では表 4. 1-3 5 (2) に示すとおり定められている。

対象事業実施区域は現在、市街化調整区域のため、b 区域の基準が適用される。

ただし、幹線交通を担う道路に近接する区域については、表 4. 1-3 5 (1) にかかわらず、表 4. 1-3 5 (3) のとおりとなる。

表 4. 1-3 5 (1) 自動車騒音の要請限度

単位：デシベル

区域区分		時間区分	
		要請限度	要請限度
		昼間 (6時から22時)	夜間 (22時から翌6時)
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65	55
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70

出典) 大阪府ホームページ(<https://www.pref.osaka.lg.jp/kotsukankyo/oto/joukyou.html> 令和 5 年 11 月閲覧) をもとに加工して作成

表 4. 1-3 5 (2) 泉佐野市における騒音規制法に基づく自動車騒音の限度に係る区域の区分

区域区分	該当区域
a 区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
b 区域	第一種住居地域、第二種住居地域、用途地域の指定のない地域
c 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

出典) 「騒音規制法に基づく自動車騒音の限度に係る区域の区分について」(平成 24 年 3 月泉佐野市告示第 84 号) をもとに加工して作成

表 4. 1-3 5 (3) 自動車騒音の要請限度(幹線交通を担う道路に近接する区域)

要請限度	
昼間 (6時から22時)	夜間 (22時から6時)
75	70

備考) 幹線交通を担う道路に近接する区域

2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル

2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20 メートル

出典) 大阪府ホームページ(<https://www.pref.osaka.lg.jp/kotsukankyo/oto/joukyou.html> 令和 5 年 1 月閲覧) をもとに加工して作成

#### (4) 振動

「振動規制法」(昭和51年法律第64号)では、機械プレス、圧縮機などの特定施設を設置する工場及び事業場を規制対象としている。工場・事業場振動の規制基準値及び区域の区分は市が指定し、泉佐野市では表4. 1-36(1)に示すとおり定められている。

加えて、工業専用地域のうち、表4. 1-36(2)に示す地域は、「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成6年大阪府規則第81号)第53条第2号の規定に基づく規制地域に指定されている。「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づく工場・事業場振動の規制基準は表4. 1-36(3)に示すとおりである

対象事業実施区域は市街化調整区域のため、第一種区域の基準が適用される。

表4. 1-36(1) 工場・事業場振動の規制基準

単位：デシベル

時間の区分 区域の区分		昼間 (午前6時から 午後9時まで)	夜間 (午後9時から翌日 の午前6時まで)
		第一種区域	60
第二種区域(Ⅰ)		65	60
第二種区域(Ⅱ)	既設の学校、保育所等の敷地の周囲50メートルの区域及び第一種区域の境界線から15メートル以内の区域	65	60
	その他の区域	70	65

備考：

- 測定場所は、原則として工場又は事業場の敷地境界線とする。
- 「第一種区域」、「第二種区域(Ⅰ)」及び「第二種区域(Ⅱ)」とは、それぞれ次の各号に掲げる地域をいう。
  - 第一種区域都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域
  - 第二種区域(Ⅰ) 都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
  - 第二種区域(Ⅱ) 都市計画法第2章の規定により定められた工業地域
- 「既設の学校、保育所等」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所(以下「保育所」という。)、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホームであって、昭和52年12月1日において既に設置されているもの(同日において既に着工されているものを含む。)並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園(当該幼保連携型認定こども園の設置の日の前日において現に学校教育法第1条に規定する幼稚園(以下「幼稚園」という。)又は保育所(昭和52年12月1日において既に設置されているもの(同日において既に着工されているものを含む。))に限る。)であるものが廃止され、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において設置されているものに限る。)をいう

出典)「振動規制法に基づく規制基準の設定について」(平成24年3月泉佐野市告示第87号)及び「振動規制法第4条第1項の規定に基づく規制基準の一部を改正する告示」(平成27年6月泉佐野市告示第200号)をもとに加工して作成

表 4. 1-36 (2) 大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく規制地域

都市計画法第 2 章の規定により定められた工業専用地域のうち、次に掲げる地域	
泉佐野市の区域	住吉町の工業専用地域の一部

出典)「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第 53 条第 2 号の規定に基づく地域の指定」  
(平成 6 年大阪府告示第 1665 号) をもとに加工して作成

表 4. 1-36 (3) 大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく  
工場・事業場振動の規制基準

単位：デシベル

時間の区分		昼間 (午前 6 時から 午後 9 時まで)	夜間 (午後 9 時から翌日 の午前 6 時まで)
区域の区分			
第一種区域		60	55
第二種区域 (I)		65	60
第二種区域 (II)	既設の学校、保育所等の敷地の周囲 50 メートルの区域及び第一種区域の境界線から 15 メートル以内の区域	65	60
	その他の区域	70	65

備考：

- 「デシベル」とは、計量法別表第二に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。
- 振動の測定は、計量法第七十一条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。
- 測定場所は、原則として工場又は事業場の敷地境界線上とする。
- 振動の測定方法は、当分の間、日本産業規格 Z 八七三五に定める振動レベル測定方法によるものとし、振動の大きさの決定は、次のとおりとする。
  - 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
  - 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
  - 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、五秒間隔、百個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の八〇パーセントレンジの上端の数値とする。
- 「第一種区域」、「第二種区域 (I)」及び「第二種区域 (II)」とは、それぞれ次の各号に掲げる地域をいう。
  - 第一種区域 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域並びに用途地域の指定のない地域のうち第二種区域 (II) に該当する地域以外の地域
  - 第二種区域 (I) 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域のうち第二種区域 (II) に該当する地域以外の地域
  - 第二種区域 (II) 工業地域及び第五十三条第二号に掲げる地域
- 「既設の学校、保育所等」とは、学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームであって、昭和五十二年十二月一日において既に設置されているもの(同日において既に着工されているものを含む。)並びに幼保連携型認定こども園(当該幼保連携型認定こども園の設置の日の前日において現に幼稚園又は保育所(昭和五十二年十二月一日において既に設置されているもの(同日において既に着工されているものを含む。))に限る。)であるものが廃止され、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において設置されているものに限る。)をいう。
- この表は、建設工事に伴って発生する振動及び鉄軌道の運行に伴って発生する振動については適用しないものとする。

出典)「大阪府環境保全条例施行規則」(平成 6 年大阪府規則第八十一号) をもとに加工して作成

また、表4. 1-37に示す特定建設作業に伴う振動規制基準については、表4. 1-38(1)に示すとおり定められている。なお、規制区域は泉佐野市が指定するものとなり、泉佐野市では表4. 1-38(2)に示すとおり定められている。

対象事業実施区域は市街化調整区域のため、第一号区域の基準が適用される。

表4. 1-37 振動に係る特定建設作業

適用	特定建設作業の種類
法又は 条例	1. くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業 2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 3. 舗装版破砕機を使用する作業（注） 4. ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（注）
条例	5. ブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械（原動機の定格出力が20キロワットを超えるものに限る。）を使用する作業
（注）作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。	

出典) 大阪府ホームページ(<https://www.pref.osaka.lg.jp/kotsukankyo/oto/kensetsu.html> 令和5年11月閲覧) をもとに加工して作成

表4. 1-38(1) 特定建設作業に伴う振動規制基準

単位：デシベル

規制内容	1号区域における規制基準	2号区域における規制基準
特定建設作業の場所の敷地境界上における基準値	75	75
作業可能時刻	午前7時から午後7時	午前6時から午後10時
最大作業時間	1日あたり10時間	1日あたり14時間
最大作業期間	連続6日間	連続6日間
作業日	日曜その他の休日を除く日	日曜その他の休日を除く日

出典) 大阪府ホームページ(<https://www.pref.osaka.lg.jp/kotsukankyo/oto/kensetsu.html> 令和5年11月閲覧) をもとに加工して作成

表4. 1-38(2) 特定建設作業に伴う規制基準に係る区域の区分

区域区分	該当区域
1号区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域のうち学校、保育所、病院、診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80メートルの区域内の地域、用途地域の指定のない地域
2号区域	指定地域のうち、1号区域以外の地域

出典) 「振動規制法施行規則に基づく特定建設作業の規制地域の区分について」(平成24年3月泉佐野市告示第88号)及び「振動規制法施行規則別表第1の付表の第1号の規定に基づく区域の一部を改正する告示」(平成27年6月泉佐野市告示第201号) をもとに加工して作成

道路交通振動の要請限度は、「振動規制法」により、表4. 1-39(1)に示すとおり定められている。なお、規制区域の区分は泉佐野市が指定するものとなり、泉佐野市では表4. 1-39(2)に示すとおり定められている。

対象事業実施区域は市街化調整区域のため、第一種区域の基準が適用される。

表4. 1-39(1) 道路交通振動の要請限度

単位：デシベル

区域区分		時間区分	
		要請限度	要請限度
		昼間 (6時から21時)	夜間 (21時から6時)
1	第一種区域	65	60
2	第二種区域	70	65

出典) 大阪府ホームページ(<https://www.pref.osaka.lg.jp/kotsukankyo/oto/joukyou.html#kankyokijun> 令和5年1月閲覧)をもとに加工して作成

表4. 1-39(2) 泉佐野市における振動規制法に基づく自動車振動の限度に係る区域の区分

区域区分	該当区域
第一種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、用途地域の指定のない地域
第二種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

出典)「振動規制法施行規則に基づく道路交通振動の限度の区域及び時間の区分について」(平成24年3月泉佐野市告示第89号)をもとに加工して作成

#### (5) 悪臭

「悪臭防止法」(昭和46年法律第91号)では、事業活動に伴って発生する悪臭原因物質のうちアンモニア等の22の特定悪臭物質濃度による規制及び多種多様な複合臭等に対応可能な人の嗅覚を用いた臭気指数による規制を行っている。

大阪府では、府内全域が悪臭防止法の規制地域となっており、「特定悪臭物質による規制」と「臭気指数による規制」のいずれかの規制方式を採用している。対象市町では、臭気指数による規制が行われている。

臭気指数の規制基準は、敷地境界線上の規制基準(1号基準)、気体排出口の規制基準(2号基準)及び排出水の規制基準(3号基準)が設定されており、その規制基準は表4. 1-40に示すとおりである。

表4. 1-40 臭気指数規制基準

規制項目	臭気指数規制基準値
敷地境界線上の規制基準(1号基準)	臭気指数10
気体排出口の規制基準(2号基準)	法で定められた計算式により求められた臭気排出強度または臭気指数
排出水の規制基準(3号基準)	26
規制地域： 大阪市、堺市、岸和田市、吹田市、高槻市、貝塚市、茨木市、泉佐野市、松原市、箕面市、高石市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町	

出典)「悪臭防止法施行規則」(昭和47年総理府令第39号)をもとに加工して作成

## (6) 土壤汚染

### 1) 環境基準

環境基本法における土壤汚染に係る環境基準は、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として、表4. 1-4 1に示すとおり定められている。なお、環境基準に適合しない土壤については、汚染の程度や広がり、影響の態様等に応じて可及的速やかにその達成維持に努めるものとしてとされている。

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づくダイオキシン類による土壤の汚染に係る環境基準は、表4. 1-4 2に示すとおり定められている。

表 4. 1-4 1 土壤汚染に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1, 2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1, 4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備考	<p>1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。</p> <p>3. 「検液中に検出されないこと」とは、各測定物質に定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。</p> <p>5. 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>

出典)「土壤環境基準」(平成 3 年 8 月環境省告示第 46 号)をもとに加工して作成

表4. 1-4 2 ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準

媒体	基準値
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下
測定方法	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法（ポリ塩化ジベンゾフラン等（ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾパラジオキシンをいう。以下同じ。）及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を2種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。）
備考	<p>1. 基準値は2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。</p> <p>2. 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値を測定方法により測定した値とみなす。</p> <p>3. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。</p>

出典) ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準（平成11年12月環境庁告示第68号）をもとに加工して作成

## 2) 規制基準

「土壌汚染対策法」は、土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的としている。

本法律では、地下水等経路の摂取によるリスクの観点から土壌溶出量基準及び直接摂取によるリスクの観点から土壌含有量基準が定められている。また、各特定有害物質には地下水基準も定められている。このほか、汚染土壌の除去等の措置を選択する際に土壌溶出量の程度を示す指標として、第二溶出量基準が定められている。

また、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、土壌汚染防止法における規制を基本に土壌汚染状況調査の機会や土地の利用履歴調査を追加するとともに、土壌汚染対策法の特定有害物質にダイオキシン類を加え、表4. 1-4 3に示す管理有害物質として設定している。

土壌汚染状況調査の契機は、「土壌汚染対策法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」において、①有害物質使用特定施設等の使用が廃止された工場等の敷地である土地について有害物質使用特定施設等を廃止したとき及び有害物質使用特定施設等の廃止に係る調査が猶予されている工場等の敷地において900m<sup>2</sup>以上の土地の形質の変更をしようとするとき、②有害物質使用特定施設等が稼働中の工場等の敷地である土地について、有害物質使用特定施設等が稼働中の工場等の敷地において900m<sup>2</sup>以上の土地の形質の変更をしようとするとき及び有害物質使用特定施設等が稼働中の工事等の敷地において、同一の工場等以外の用途で利用するために土地の形質を変更しようとするとき、③3,000m<sup>2</sup>以上の土地の形質の変更を行う時、④土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある時と定められている。土壌汚染状況調査の結果、土壌の汚染状態が指定基準に適合しない場合、大阪府知事はその土地を特定有害物質やダイオキシン類により汚染された区域とし、人の健康に係る被害が生ずるおそれの有無により、健康被害のおそれがある場合は、要措置区域又は要措置管理区域、健康被害のおそれがない場合は形質変更時要届出区又は要届出管理区域のいずれかに指定する。また、形質変更時要届出区及び要届出管理区域は区域の特性に応じ、一般管理区域、自然由来特例区域、埋立地特例区域、埋立地管理区域及び臨海部特例区域に区分される。大阪府知事は、要措置区域又は要

措置管理区域を指定した場合には、土地の所有者等に、汚染除去等計画を作成して提出すべきことを指示する。汚染除去等計画には、講じようとする措置、措置の選択理由及び措置を講ずべき期限等を記載する。措置の実施後、汚染除去等計画の提出者は、措置の実施結果について工事完了報告書及び実施措置完了報告書を提出する必要がある。

表 4. 1-4 3 (1) 土壤汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例で定める基準

分類	項目	特定有害物質 土壤溶出量基準 (mg/L) 注2)	特定有害物質 土壤含有量基準 (mg/kg) 注1)	地下水 基準 (mg/L)	第二溶出量 基準 (mg/L) 注2)	
管理有害物質（大阪府生活環境の保全等に関する条例）	第1種特定有害物質（揮発性有機化合物）	クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 以下	—	0.002 以下	0.02 以下
		四塩化炭素	0.002 以下	—	0.002 以下	0.02 以下
		1, 2-ジクロロエタン	0.004 以下	—	0.004 以下	0.04 以下
		1, 1-ジクロロエチレン (別名塩化ビニリデン)	0.1 以下	—	0.1 以下	1 以下
		1, 2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—	0.04 以下	0.4 以下
		1, 3-ジクロロプロペン (別名 D-D)	0.002 以下	—	0.002 以下	0.02 以下
		ジクロロメタン (別名塩化メチレン)	0.02 以下	—	0.02 以下	0.2 以下
		テトラクロロエチレン (パークロロエチレン)	0.01 以下	—	0.01 以下	0.1 以下
		1, 1, 1-トリクロロエタン	1 以下	—	1 以下	3 以下
		1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 以下	—	0.006 以下	0.06 以下
		トリクロロエチレン	0.01 以下	—	0.01 以下	0.1 以下
		ベンゼン	0.01 以下	—	0.01 以下	0.1 以下
		第2種特定有害物質（重金属等）	カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.003 以下	カドミウム 45 以下	カドミウム 0.003 以下
	六価クロム化合物		六価クロム 0.05 以下	六価クロム 250 以下	六価クロム 0.05 以下	六価クロム 1.5 以下
	シアン化合物		検出されないこと	遊離シアン 50 以下	検出されないこと	シアン 1 以下
	水銀及びその化合物		水銀が 0.0005 以下かつ、アル キル水銀が検出 されないこと	水銀 15 以下	水銀が 0.0005 以 下、かつ、アル キル水銀が 検出されない こと	水銀 0.005 以下 かつ、アル キル水銀が 検出されな いこと
	セレン及びその化合物		セレン 0.01 以 下	セレン 150 以下	セレン 0.01 以下	セレン 0.3 以下
	鉛及びその化合物		鉛 0.01 以下	鉛 150 以下	鉛 0.01 以下	鉛 0.3 以下
	砒素及びその化合物		砒素 0.01 以下	砒素 150 以下	砒素 0.01 以 下	砒素 0.3 以下
	ふっ素及びその化合物	ふっ素 0.8 以下	ふっ素 4,000 以下	ふっ素 0.8 以下	ふっ素 24 以下	
ほう素及びその化合物	ほう素 1 以下	ほう素 4,000 以下	ほう素 1 以下	ほう素 30 以下		

表4. 1-43 (2) 土壤汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例で定める基準

分類	項目	特定有害物質 土壌溶出量基準 (mg/L) 注2)	特定有害物質 土壌含有量基準 (mg/kg) 注1)	地下水基準 (mg/L)	第二溶出量 基準 (mg/L) 注2)	
管理有害物質（大阪府生活環境の保全等に関する条例）	特定有害物質（土壌汚染対策法） 第3種特定有害物質（農業等）	2-クロロ4,6ヒス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン(別名シマジン又はCAT)	0.003 以下	—	0.003 以下	0.03 以下
		N,N-ジエチルチオカルハミン酸 S-4-クロロベンジル(別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ)	0.02 以下	—	0.02 以下	0.2 以下
		テトラメチルチウラムジスルフイト(別名チウラム又はチラム)	0.006 以下	—	0.006 以下	0.06 以下
		ポリ塩化ビフェニル(別名PCB)	検出されないこと	—	検出されないこと	0.003 以下
		有機りん化合物 (ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名パラチオン)、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名メチルパラチオン)、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(別名メチルジメトン)及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名EPN)に限る。)	検出されないこと	—	検出されないこと	1 以下
	ダイオキシン類		1000pg-TEQ/g 以下注3)			

注1) mg/kg (土壌1キログラムにつきミリグラム)

注2) mg/L (検液1リットルにつきミリグラム)

注3) pg-TEQ/g (土壌1グラムにつきピコグラム(2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシン毒性換算値))

出典) 「土壌汚染対策法施行規則」(平成14年12月環境省令第29号)

「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成6年大阪府規則第81号)

「土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく土壌汚染に係る調査・対策の手引き」(令和5年5月 大阪府環境農林水産部環境管理室)をもとに加工して作成

## (7) 地域の環境計画

### 1) 2030 大阪府環境総合計画

大阪府では、「大阪府環境基本条例」(平成6年大阪府条例第5号)第9条に基づき、豊かな環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために「2030 大阪府環境総合計画」(令和3年3月)を策定している。概要は、表4. 1-4 4に示すとおりである。

なお、生活環境保全目標は、府民の健康を保護し、生活環境を保全するための望ましい水準として、「2030 大阪府環境総合計画」に位置付けられており、目標の達成及び維持に取り組むこととされている。

表4. 1-4 4 2030 大阪府環境総合計画の概要

2050年の目指すべき将来像	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大都市・大消費地として、府域のCO<sub>2</sub>排出量実質ゼロ、大阪湾のプラスチックごみの追加的汚染ゼロ、資源循環型社会の実現</li> <li>○大阪・関西万博を跳躍台とした国際的影響力の発揮など、各主体の取り組みが世界及び未来へ波及し、持続可能な社会の構築</li> </ul>
2030年の実現すべき姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>○低炭素・省エネルギー</li> <li>○資源循環</li> <li>○全てのいのちの共生</li> <li>○健康で安心な暮らし</li> <li>○魅力と活力ある快適な地域づくり</li> </ul>
計画の期間	2021年度から2030年度までの10年間
施策の基本的な方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆中・長期的かつ世界的な視野           <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済のグローバル化等により地球環境の悪化は深刻化していく中、大阪が将来にわたって成長・発展していくためには、府域のみならず世界全体の健全な環境と安定した社会・経済が必要不可欠であるとともに、中・長期的な視点で課題解決に取り組むことが必要</li> </ul> </li> <li>◆環境・社会・経済の統合的向上           <ul style="list-style-type: none"> <li>・SDGsの考え方も踏まえ、環境施策を通じて環境保全の効果を最大限発揮する取組みとあわせて、社会の公正性・包摂性・強靱性の向上と、持続的な経済成長の確保していく。</li> <li>・以下の4つの観点を踏まえて環境施策を展開               <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部性の内部化</li> <li>・環境効率性の向上</li> <li>・環境リスク・移行リスクへの対応</li> <li>・自然資本の強化</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
生活環境保全目標	大気汚染、水質汚濁、地盤環境、騒音・振動等について目標が定められている。

## 2) みどりの計画

### ア みどりの大阪推進計画

大阪府では、平成 21 年 12 月に「みどりの大阪推進計画」を策定している。この計画は、みどりの保全・創出にかかる総合的な方針を表す「みどりの大阪 21 推進プラン」（平成 8 年策定）と、広域的観点から見たみどりの確保目標水準や配置計画などを示している。また、市町村「緑の基本計画」の指針ともなる「大阪府広域緑地計画」（平成 11 年策定）を統合し、「みどり」における総合的な計画として、都市計画の観点も含めた視点で施策の推進方向や、実現戦略を示している。その概要は、表 4. 1-4 5 に示すとおりである。

表 4. 1-4 5 みどりの大阪推進計画の概要

計画期間	21 世紀の第一四半期（2025 年（R7））まで
緑地の確保目標	府域面積に対する割合を約 4 割以上確保
緑化の目標 (市街化区域)	緑被率 20%（現況の 1.5 倍） 従来からの「樹林・樹木のみを対象とする緑被率」15%を目指しつつ、“樹木の植栽困難地でのみどりの確保”や、“ヒートアイランド現象の緩和”等を早急に進める観点から、「樹林・樹木に芝生等を含む草地等を加えた緑被率」を新たな指標として設定しました。
緑の配置方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・骨格となるみどりをつなげる 周辺山系、臨海部、主要道路、主要河川、大規模公園等の骨格となるみどりの拠点や軸を保全・創出します。生物多様性の保全の視点も活かします。</li> <li>・骨格を厚く広くする。 骨格周辺の多様な主体によるみどりづくりと連携し、厚みと広がりのあるみどりを形成します。</li> <li>・公共空間や民有地の多様なみどりをつなぐ 樹林地・農空間の保全、道路、公園、学校等の公共空間や壁面・屋上など民有地のみどりの充実を図り、広がりのあるみどりを形成します。</li> <li>・海と山をつなぐみどりの風の軸を作る。</li> </ul>
4 つの基本戦略	
基本戦略—1 みどり豊かな自然環境の保全・再生	周辺山系や農空間、大阪湾の豊かな自然環境の保全・再生により、「みどりの環境保全機能の発揮」「生物多様性の確保」「府民の憩いの場づくり」を実現。
基本戦略—2 みどりの風を感じるネットワークの形成	主要道路・主要河川・大規模公園緑地を軸や拠点として、山や海の豊かな自然を都市へと導く、みどりの連続性や厚み・広がり確保します。
基本戦略—3 街の中に多様なみどりを創出	屋上・壁面など様々な空間にみどりを増やし、つなぎ、広げ、「都市の中でもみどりの風を感じる街づくり」を進めます。
基本戦略—4 みどりの行動の促進	府民や企業、NPO との協働による保全の体制や仕組みづくりにより、「みどりを通じた地域力の再生」を目指します。

## イ 泉佐野市みどりの基本計画

泉佐野市では、中長期的な視点に立って、市域の緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、みどりとオープンスペースに関する総合的な計画として平成31年に泉佐野市みどりの基本計画を策定している。その計画の基本方針は、表4. 1-46に示すとおりである。

表4. 1-46 泉佐野市みどりの基本計画の基本方針

基本方針		
まちを支える「みどりのベース」を築く	水辺やみどりのもつ「生物多様性保全」や「安心・安全な生活環境」「ふるさとを感じる風景」などの機能の観点から、泉佐野の自然や歴史に根ざしたみどりを保全、改善し、まちづくりを支える都市に不可欠な基盤としての「みどりのベース」を築いていきます。	①地域の生物多様性からみた骨格緑地の保全 ②山と海をむすぶ水とみどりの骨格の構築 ③安心・安全な暮らしを支えるみどりの保全と創出 ④宅地内の緑化による都市の気象緩和等の環境改善
まちを楽しくする「暮らしのみどり」を増やす	日常的な市民生活や企業の経済活動等の場面において、公園や道路・まちなみ、水辺の植栽等、生活を豊かにするような水辺とみどりのある空間を整備・誘導することで、まちの暮らしを楽しくし、都市をいろどる「暮らしのみどり」を増やしていきます。	①市民ニーズに合った機能再編と区域見直し等による公園の充実 ②農地、河川・水路、ため池等を保全・活用したふるさと空間の形成 ③緑量の確保による歩いて楽しい市街地の形成
まちのにぎわいを支える「交流のみどり」を創る	世界に開かれた都市としてのポテンシャルを活かし、地域の自然や歴史とともにある水とみどりを背景とした暮らしや楽しみを味わってもらうなど、訪れる人々との交流を都市の活力アップに結びつけていけるよう、人々をまちへ誘い、にぎわいを支える「交流のみどり」を創りだしていきます。	①「泉佐野水とみどりのシンボル軸」の形成 ②みどりにあふれるシンボルゲート空間と「国際都市軸」の形成 ③水とみどりのシンボル軸を中心としたみどりを巡る回遊性の展開 ④多様な公園緑地とレクリエーション施設等を合わせたみどりの展開
「みんなで育むみどりのまち	「みどりのベース」「暮らしのみどり」「交流のみどり」を根付かせ、充実させるためには、市民、大学等、企業、行政が一体となり、楽しみながらみどりを育むことが効果的です。泉佐野に関わる人々、団体の総力をあげて水とみどりを維持・管理していけるよう、四者がそれぞれの役割を主体的に担うことができる仕組みづくりを進め、泉佐野を「みんなで育む」みどりのまちとしていきます。	①産学官民が連携したみどりづくりの仕組みづくり ②市民・ボランティアやみどり法人による緑化やみどりの管理の促進 ③市民、企業の緑化意識の醸成と緑化技術の向上 ④市民・企業による緑化の支援と誘導

## ウ 田尻町みどりの基本計画

田尻町では、少子高齢化社会の進展や地球規模で進行する地球温暖化の進行や生物多様性損失の進行など、自然環境の問題が進み、みどりの保全や創出に関する対策を重視しており、新たなみどりを取り巻く情勢への対応を行うため、田尻町みどりの基本計画を平成 29 年に改定している。基本計画の目標は、表 4. 1-4 7 に示すとおりである。

表 4. 1-4 7 田尻町みどりの基本計画の目標

みどりのまちづくりの基本目標	
小さなまちに見合った実効性のあるみどりの配置とネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既成市街地における高齢者や子育て世代が使いやすい公園やみどりの適正配置</li> <li>・ 本町の市街地特性に見合った実効性のあるみどりの整備</li> <li>・ 徒歩や自転車で町域全てを回れる特性を活かしたみどりのネットワーク整備</li> </ul>
まちのどこでもみどりを感じることができる潤いのまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地産地消等による「振興策」や「環境保全」による農地の保全</li> <li>・ 本町を代表する水面の保全と活用の重点的推進</li> <li>・ 既存市街地における公共・民間施設緑化の具体的推進</li> </ul>
みどりを通じてみんなの意識を高める安心と魅力のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害の予防と減災に資するみどりの保全と整備</li> <li>・ 防災に対する住民の意識を高めるみどりの拠点形成とネットワークづくり</li> </ul>
水環境資源を活かした自然と人との共生のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水環境（田尻漁港、尾張池・夫婦池、檜井川・田尻川、農地等）の保全整備</li> <li>・ 人々が動植物とふれあえ、自然の大切さを学ぶ場づくりと環境保全運動の推進</li> </ul>
官民で創るみどりのまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 官民協働の地域資源の活用方策の検討と推進</li> <li>・ 住民・事業者等のみどりのまちづくりの仕組みづくり</li> </ul>

## エ 熊取町みどりの基本計画

熊取町では、住民に最も身近な市町村が主体となって都市における緑地の適正な保全と緑化の推進に関する措置を総合的かつ計画的に実施することを目的として、熊取町みどりの基本計画を平成30年に策定している。熊取町みどりの基本計画の目標は、表4. 1-48に示すとおりである。

表4. 1-48 熊取町みどりの基本計画の目標

基本計画の目標	
貴重なみどりの保全・継承	奥山雨山自然公園などの森林や市街地に残された貴重なみどりを適正に保全し、後世に継承する。
多様なみどりの創出	みどりをあらゆる方面からとらえ、多様なみどりづくりをめざす。
みどりの拠点づくり	自然緑地拠点及びみどりの拠点を中心に自然環境の保全・活用を図っていく。
ネットワーク形成	みどりの効果を向上させるため、みどりの拠点を形成する既存の施設などを利用しながら「みどり」をつなぐ。
協働によるみどりづくりやふれあいの場の拡充	行政と住民、自治会、NPO法人、事業者などが協働して、みどりづくりや保全を行っていくとともに、人とみどりのふれあいの場の拡充をめざす。

## オ 泉南市みどりの基本計画

泉南市では、近年のみどりを取り巻く環境が大きく変更したことに伴い、泉南市みどりの基本計画を平成 31 年に改定している。その計画の基本方針は、表 4. 1-4 9 に示すとおりである。

表 4. 1-4 9 泉南市みどりの基本計画の基本方針

基本方針		
いまある“みどり”を まもる	本市は、南側にたたずむ和泉山脈、北側に広がる大阪湾など豊かな自然環境に恵まれた都市です。これらの山や丘陵地、緑地、公園、河川などの市の骨格となっているみどりを保全・再生し、次世代に引き継いでいきます。	市全体に対するみどりの割合 現在約 60%→10 年後約 60%
あらたな“みどり”を つくり、いかす	本市は、自然環境に恵まれた都市ですが、市街地の中にはみどりが不足している地域もみられます。身近にみどりを感じることでできる市街地の実現のために、公園の適切配置や都市緑化を進めて新たなみどりを創出するとともに、公園の適切な維持管理や利活用に取り組めます。	一人当たり都市公園面積 現在約 4 m <sup>2</sup> /人→10 年後約 8 m <sup>2</sup> /人  一人当たり都市公園等面積 現在約 8 m <sup>2</sup> /人→10 年後約 12 m <sup>2</sup> /人  公園緑地整備への満足度 現在 - 5 ポイント→10 年後 5 ポイント
みんなで“みどり”を そだてる	みどり豊かなまちの実現のためには、市民と事業者、市が、それぞれの役割を担いながら良好なパートナーシップを築くことが大切です。みどりを担う人材の育成や、みどりを学び、体験できるような取組を行い、みんなでみどりを育てていきます。	地域の美化活動への参加希望者 現在約 30%→10 年後約 35%

### 3) 景観計画

#### ア 大阪府景観計画

大阪府では、平成 17 年 6 月の景観法の全面施行を受け、広域的な行政主体の立場から、大阪の骨格を形成するような景観を有する区域について、景観行政団体となった市町の区域や市独自の景観条例により届出制度を実施している区域を除き、「大阪府景観計画」を策定している。

「大阪府景観計画」においては、「良好な景観形成のための行為の制限に関する事項」として、建築物等の形態・色彩、敷地内の緑化、屋上設備、屋外設備、ゴミ置場、駐車場や駐輪場など、敷地の外から見える物に対する配慮について定めている。

なお、田尻町、熊取町及び泉南市は本計画の区域内であり、対象事業実施区域周辺は金剛・和泉葛城山系区域に含まれる。泉佐野市は別途景観条例を定めている。

### 4) 大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画（第 4 次）

大阪府では、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」に基づき、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の総量を削減することにより、二酸化炭素及び浮遊粒子状物質の環境基準を達成することを目標とした「大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画（第 4 次）」を令和 6 年 3 月に策定している。

## 5) 地球温暖化対策実行計画

### ア 大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

大阪府では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づき、2050年の二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指すべき将来像として、2030年に向けた地球温暖化対策を示した「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を令和3年に策定している。本計画の概要は、表4. 1-50に示すとおりである。

表4. 1-50 大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の概要

温室効果ガス削減目標	2030年度の府域の温室効果ガス排出量を2013年度比で40%削減
取組項目	
1. あらゆる主体の意識改革・行動喚起	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意識改革</li> <li>・持続可能性に配慮した消費の拡大</li> <li>・住宅の省エネ</li> </ul>
2. 事業者における脱炭素化に向けた取組促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・脱炭素経営</li> <li>・事業者による取組促進</li> <li>・建築物の省エネ</li> <li>・技術革新</li> </ul>
3. CO <sub>2</sub> 排出の少ないエネルギー（再生可能エネルギーを含む）の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々なアプローチによるCO<sub>2</sub>排出の少ないエネルギーの利用促進</li> <li>・再生可能エネルギー等の設置促進</li> </ul>
4. 輸送・移動における脱炭素化に向けた取組促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ZEVを中心とした電動車の普及促進</li> <li>・新たなモビリティサービスの導入促進</li> <li>・公共交通機関・自転車等の利用促進</li> <li>・貨物輸送の効率化の促進</li> <li>・環境に配慮した自動車利用</li> </ul>
5. 資源循環の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・循環型社会推進計画に基づく3R等の推進</li> <li>・フロン対策の推進</li> <li>・食品ロス対策推進計画に基づく食品ロスの削減</li> <li>・熱利用の促進</li> </ul>
6. 森林吸収・緑化等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林整備・木材利用の促進</li> <li>・都市緑化の推進</li> <li>・海洋生態系によるCO<sub>2</sub>吸収</li> </ul>
7. 気候変動適応の推進等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・暑さ対策の推進</li> <li>・適応7分野の取組みの着実な推進</li> </ul>

## イ 第3期泉佐野市地球温暖化対策実行計画

泉佐野市では、市の事務及び事業に関し、地球温暖化の抑制をはじめ環境に与える負荷を低減し、温室効果ガスの削減に向けた今後の取組方針を定めた第3期泉佐野市地球温暖化対策実行計画を策定している。「第3期泉佐野市地球温暖化対策実行計画」の概要は、表4.1-51に示すとおりである。

表4.1-51 第3期泉佐野市地球温暖化対策実行計画の概要

計画の位置づけ	「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第1項において、事務及び事業に関し温室効果ガス排出量の削減、吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（地方公共団体実行計画（事務事業編））
計画の期間	2018年度(H30)から2022年度(R4)までの5年間とし、2016年度(H28)を基準年度とする。
計画の対象とする事務及び事業の範囲	地方公共団体である泉佐野市の事務及び事業を行う組織や施設であって「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく範囲
計画の対象とする温室効果ガス	二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素の3種類を対象 ただし、メタンと一酸化二窒素は、公用車から排出される分のみ
温室効果ガス排出量の削減目標	2018年度(H30)から2022年度(R4)までの5年間で、基準年度2016年度(H28)に比べて年2%（5年間で10%）の削減
取組項目	
1. 市庁舎・施設におけるエネルギー使用の削減	電気・都市ガスの消費を抑制 （1）電気使用量の削減 （2）都市ガス及びその他燃料の使用量の削減
2. 公用車の使用燃料の削減	公用車の管理や日常業務での適正な使用を徹底 （1）公用車の適正な使用 （2）公用車の調達
3. 廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進	（1）廃棄物の減量 （2）リサイクルの推進
4. 環境に配慮した事務及び事業の推進	全職員が率先して環境保全活動に取り組み、温室効果ガスの削減を推進 （1）環境に配慮した製品の購入 （2）施設の建設や維持管理における環境配慮の推進
5. 水の有効利用の取り組み	（1）必要のない水利用の抑制 （2）来庁者への節水呼びかけ （3）雨水利用を推進等

## ウ 田尻町地球温暖化対策実行計画

田尻町では、令和3年3月に業者及び消費者としての立場から環境保全に向けた具体的な取組を実施することにより、環境への負荷の低減を図るために「田尻町地球温暖化対策実行計画」第3次計画を策定している。田尻町地球温暖化対策実行計画の概要は、表4. 1-5 2に示すとおりである。

表4. 1-5 2 田尻町地球温暖化対策実行計画の概要

計画の位置づけ	「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第1項において、事務及び事業に関し温室効果ガス排出量の削減、吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（地方公共団体実行計画（事務事業編））
計画の期間	計画期間：10年（令和3年度～令和12年度） 基準年度：平成24年度
計画の対象とする事務及び事業の範囲	町が行う自らの事務事業とし、出先機関等を含めた全ての組織及び施設
計画の対象とする温室効果ガス	対象施設の実績等から排出量の99%以上を占めている二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）を対象
温室効果ガス排出量の削減目標	平成24年度を基準年度として、計画期間の最終年度である令和12年度の二酸化炭素排出量を26%削減
取組項目	
1. 太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入	各施設等管理者は、事業状況を勘案して、計画の期間中に導入可能な再生可能エネルギーの利用を積極的に検討する。
2. 新電力の導入	町のCO <sub>2</sub> 削減において電力の占める割合は非常に大きいことから、新電力に関する情報収集や導入の可能性を検討
3. 庁舎等施設におけるエネルギー使用量の削減	(1) 電気使用量の削減 (2) 都市ガス等の燃料の使用量の削減 (3) 施設の建設や維持管理における環境配慮の推進
4. 公用車の使用燃料の削減	(1) 公用車利用の適正管理 (2) 経済運転の励行 (3) 車両の適正管理 (4) 低公害車車両の導入更新
5. 紙の使用量の削減、ゴミの減量・リサイクルの推進、水の使用量の削減	(1) 紙の使用量の削減 (2) ゴミの減量・リサイクルの推進 (3) 水の使用量の削減
6. 環境に配慮した事業の推進	(1) グリーン購入 (2) 敷地の緑化 (3) 再生可能エネルギーの推進 (4) 施設の利用者・来庁者への啓発

## エ 第4期熊取町地球温暖化対策実行計画

熊取町では、平成31年3月に町自らが事業者及び消費として他の模範となる率先的行動を一層促進し、職員が一丸となって、温室効果ガスのさらなる排出抑制を進めるために「第4期熊取町地球温暖化対策実行計画」を策定している。第4期熊取町地球温暖化対策実行計画の概要は、表4. 1-53に示すとおりである。

表4. 1-53 第4期熊取町地球温暖化対策実行計画の概要

計画の位置づけ	「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第1項において、事務及び事業に関し温室効果ガス排出量の削減、吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（地方公共団体実行計画（事務事業編））
計画の期間	計画期間：12年（平成31年度～令和12年度） 基準年度：平成25年度
計画の対象とする事務及び事業の範囲	本庁及び出先機関を含めた全ての事務・事業を対象
計画の対象とする温室効果ガス	「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条3項において対象となる温室効果ガス7種
温室効果ガス排出量の削減目標	事務業に伴う温室効果ガスの排出削減を職員一丸となって進め40%の削減を目指す。
取組項目	
1. 日常的な取組	(1) エネルギーの使用に関する取組 (2) 物品の購入に関する取組 (3) 紙の使用に関する取組 (4) 公用車の使用に関する取組 (5) ごみの減量化に関する取組
2. エネルギー設備の運用改善に関する取組	エネルギー設備の運用改善
3. 省エネルギー・省CO <sub>2</sub> 設備導入に関する取組	(1) エネルギー消費効率の高い設備の導入 (2) 低公害車の導入 (3) 効率的なエネルギーの選択 (4) 再生可能エネルギーの導入

## 6) 循環型社会推進計画及び一般廃棄物処理計画等

### ア 大阪府循環型社会推進計画及び大阪府ごみ処理広域化計画

大阪府では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)に基づき、廃棄物の減量化や適正処理に関する基本的な事項などを定めた「大阪府循環型社会推進計画(令和3年3月策定)」及び「大阪府ごみ処理広域化計画(令和元年8月改訂)」を策定している。計画の概要は表4. 1-5 4及び表4. 1-5 5に示すとおりである。

表4. 1-5 4 大阪府循環型社会推進計画の概要

I 基本的事項	
計画の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5に基づく法定計画</li> <li>・「2030大阪府環境総合計画」に基づく資源循環分野の個別計画</li> <li>・「大阪府循環型社会形成推進条例」に基づく施策の基本方針、各主体の行動指針</li> </ul>
計画期間	・2021年度から2025年度までの5年間
めざすべき将来像	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2030年には3Rの取組が一層進み、生じた廃棄物はほぼ全量が再生資源やエネルギーとして使用</li> <li>・さらに2050年には、ESG投資が一層進み、できるだけ少ない資源で最低限必要な物が生産され、全ての府民が持続可能なライフスタイルを实践</li> <li>・プラスチックごみは海に流出しないよう適切に管理され、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を達成</li> </ul>
II 計画目標	
計画目標	府の現状を考慮しつつ、国の「第四次循環型社会形成推進基本計画(2018年6月)」や「プラスチック資源循環戦略(2019年5月)(以下「プラ戦略」という。)」の目標や府の関連計画等を踏まえ設定
III 講じる施策	
(1) リデュース・リユース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみを出さないライフスタイルの促進</li> <li>・ごみ処理有料化の促進</li> <li>・食品ロス削減推進計画に基づく取組</li> <li>・事業系の資源化可能な紙や一般廃棄物に混入している廃プラスチック類の削減</li> <li>・事業者による産業廃棄物の排出抑制の促進</li> </ul>
(2) リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源化できる紙の分別・リサイクルの促進</li> <li>・建設廃棄物の再資源化の促進</li> </ul>
(3) プラスチックごみ対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイ容器使用可能店舗の情報発信等によるワンウェイプラスチックの削減</li> <li>・プラスチック製容器包装の分別・リサイクルの一層の推進</li> <li>・製品プラスチックの分別・リサイクルの実施</li> <li>・より質の高いリサイクルの促進</li> </ul>
(4) 適正処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般廃棄物処理の広域化</li> <li>・産業廃棄物適正処理の徹底</li> <li>・災害発生時における廃棄物処理の備え</li> </ul>
IV 計画の進行管理	
計画の進行管理	・目標項目及び進行管理指標の進捗状況をHP等で公表

表 4. 1-55 大阪府ごみ処理広域化計画の概要

計画策定の経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）と協力して、持続可能な適正処理の確保に向けた広域化・集約化を推進していくため、新たな「大阪府ごみ処理広域化計画」を策定</li> <li>計画期間は、令和元年度より令和 10 年度までの 10 年間</li> </ul>
広域化・集約化の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ処理事業を行う一部事務組合は 13 団体（他府県にわたる 3 団体を含む。）設置されており、旧計画策定時と比べると 4 団体増加</li> <li>府内のごみ焼却施設数は、旧計画策定時の 53 施設から 39 施設（現計画策定時）と約 3 割減少</li> </ul>
広域化・集約化の必要性・メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ処理量減少への対応</li> <li>災害対策等の強化</li> <li>老朽化するごみ焼却施設の更新等</li> <li>ごみ処理事業のコスト縮減</li> <li>効率的な熱回収の推進</li> <li>リサイクルの推進</li> </ul>
処理施設の整備に係る課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ処理量が減少すると、ごみ処理施設の処理能力に余力が生じる</li> <li>大阪府の人口は、令和 27 年には 748 万人になると見込まれる</li> <li>ごみ排出量は、令和 27 年度には年間 269 万 t に減少</li> <li>ごみ処理に係る人材の確保や技術の継承</li> <li>災害時等における廃棄物処理体制の確保、広域的な連携体制構築</li> <li>老朽化施設の計画的な更新</li> <li>ごみ焼却施設の更新等に、多額の費用が必要</li> </ul>
広域化・集約化の方向性と推進方策	
広域化・集約化の方向性	<p>市町村の水平連携による広域化を図ることを基本とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既存のごみ処理施設の有効活用</li> <li>ごみ焼却施設の規模と種類</li> <li>新設・更新は、最低 100t/日以上、可能なら 300t/日以上</li> <li>ごみ焼却施設の施設数</li> <li>20 年後に少なくとも平成 30 年度比で 1 割削減目途に集約化</li> </ul>
広域ブロックの基本的な考え方	<p>大阪府全域を 1 ブロックとして、市町村の意向を最優先に、柔軟に広域化・集約化を推進</p>
広域化・集約化の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部事務組合や広域連合、事務の委託、連携協約等の制度</li> <li>組合設立、ごみ種類別処理分担、大都市での受入、相互支援、他のインフラとの連携、民間活用</li> </ul>

## イ 泉佐野市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

泉佐野市では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)」第 6 条第 1 項に基づき、泉佐野市田尻町清掃施設組合及び田尻町の計画と整合を図りつつ、泉佐野市のごみ処理についてその基本方針等を定めた、泉佐野市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画を平成 30 年 3 月に策定している。

本計画は、計画期間の初年度を平成 30 年度とし、令和 11 年度までの 12 年間のごみ処理に関する基本方針を示している。本計画は、一般廃棄物の適正処理を進めるために実施すべき施策・事業の長期的・総合的な基本方針を示し、また、今後の一般廃棄物処理行政を執行するためのガイドラインを設定している。本計画をよりどころとしつつ、住民・事業者・行政が一体となって具体的行動計画を検討・策定し、実効性がある一般廃棄物処理に関する施策を推進するとともに、必要な施設整備の事業推進を図るものと示している。

基本方針として「発生抑制・循環型利用・適正処分の推進」を掲げ、①直接搬入量を平成 24 年度実績から 10 年間で 20%削減する、②家庭系可燃ごみ(収集)に混入されている資源ごみを平成 24 年度実績から 10%削減し資源化する、という数値目標を設定している。

## ウ 田尻町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

田尻町では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)」第 6 条第 1 項に基づき、泉佐野市田尻町清掃施設組合及び泉佐野市の計画と整合を図りつつ、田尻町のごみ処理についてその基本方針等を定めた、田尻町一般廃棄物(ごみ)処理基本計画を平成 30 年 3 月に策定している。

本計画は、計画期間の初年度を平成 30 年度とし、令和 11 年度までの 12 年間のごみ処理に関する基本方針を示している。本計画は、一般廃棄物の適正処理を進めるために実施すべき施策・事業の長期的・総合的な基本方針を示し、また、今後の一般廃棄物処理行政を執行するためのガイドラインを設定している。本計画をよりどころとしつつ、住民・事業者・行政が一体となって具体的行動計画を検討・策定し、実効性がある一般廃棄物処理に関する施策を推進するとともに、必要な施設整備の事業推進を図るものと示している。

基本方針として「発生抑制・循環型利用・適正処分の推進」を掲げ、①直接搬入量を平成 24 年度実績から 10 年間で 20%削減する、②家庭系可燃ごみ(収集)に混入されている資源ごみを平成 24 年度実績から 10%削減し資源化する、という数値目標を設定している。

## エ 第 2 期熊取町一般廃棄物処理基本計画（中間見直し版）

熊取町では、平成 26 年 3 月に策定した第 2 期熊取町一般廃棄物処理基本計画について、今般、一般廃棄物(ごみ・生活排水)処理施設の広域化に係る方向性が定まったこと、また、直近 5 年の処理実績等を踏まえ、実態に即した中間的な見直しを行い、第 2 期熊取町一般廃棄物処理基本計画(中間見直し版)を平成 31 年 3 月に策定している。

本計画は、計画初年度を平成 26 年度、計画目標年次を令和 5 年度とした 10 年間の計画期間としており、中間年度である平成 30 年度に見直しを実施した。

循環型社会形成を推進するための基本方針として、「環境への負荷の低減を図る」、「4 R を基調とした施策を進める」、「環境教育の充実を図る」、「住民・事業者・行政が協働してごみ処理に取り組む」、「安全・安心で確実な処理に取り組む」の 5 つを定めている。

基本方針に基づく数値目標として、家庭系ごみ発生量（集団回収量含む）594.2 g／人・日（平成 24 年度比 4 %削減）、事業系ごみ発生量 2,987 t／年（平成 24 年度比 6 %削減）、公共施設ごみ発生量 499 t／年（平成 24 年度比 11%削減）、再生利用率 16%を設定している。

#### オ 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画（泉南市・阪南市・泉南清掃事務組合）

一般廃棄物処理計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）」第 6 条第 1 項に基づき、平成 23 年度に令和 3 年度を計画目標年度とした「泉南清掃事務組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定してきたが、泉南清掃組合と構成市の今後の清掃行政の方向性を示すことを目的に令和 4 年 3 月に改めて計画を策定した。

本計画では、持続可能な循環型社会の構築を目指して、本計画では現行計画の基本方針を継承しつつ、「ごみ減量化・リサイクル意識の向上」、「環境負荷の少ないごみ減量化の推進」、「循環型処理及び適正処理の推進」、「市民・事業者・行政の連携・取組み」を基本方針として定めている。

本計画は令和 4 年度を初年度とし、15 年後の令和 18 年度を計画目標年度とし、概ね 5 年ごとに中間目標年度を設定し、計画の進行管理を行うこととしている。

#### カ 泉佐野市・田尻町・熊取町地域循環型社会形成推進地域計画

3 市町では、地域の循環型社会の形成を推進することを目的として、平成 30 年 12 月に循環型社会形成推進地域計画を策定している。

計画期間は、平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 5 年間である。

#### キ 泉南市阪南市地域循環型社会形成推進地域計画

泉南市阪南市地域循環型社会形成推進地域計画は、構成市を泉南市及び阪南市とし、令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間を計画期間としている。

### 7) 災害廃棄物処理計画

#### ア 大阪府災害廃棄物処理計画

大阪府では、災害発生時の廃棄物について、生活環境の保全及び公衆衛生を確保しつつ、再資源化等を図りながら、迅速かつ適正に処理することを目的とし、大阪府災害廃棄物処理計画を平成 29 年 3 月に策定している。その後、平成 30 年 3 月改定された環境省の「災害廃棄物処理指針」等をもとに、令和元年 7 月に本編の修正を行っている。

本計画では、対象とする災害として大阪府で想定されている大規模地震（上町断層帯地震、生駒断層帯地震、有馬高槻断層帯地震、中央構造線断層帯地震、東南海・南海地震、南海トラフ巨大地震）等による地震災害や、大規模な風水害等の自然災害を設定し、対象とする廃棄物として「災害廃棄物対策指針」に示された生活ごみ、避難所ごみ、し尿、災害廃棄物について検討を行っている。

## イ 泉佐野市災害廃棄物処理計画

泉佐野市では、「泉佐野市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」及び「泉佐野市生活排水処理基本計画」並びに「泉佐野市地域防災計画」との整合を図りながら、国の「災害廃棄物対策指針」及び大阪府の「大阪府災害廃棄物処理計画」を踏まえ、発災時に廃棄物を迅速かつ適正に処理していくための泉佐野市の基本的な考え方、具体的な対応方法及び手順について取りまとめた泉佐野市災害廃棄物処理計画を令和3年3月に策定している。

本計画で対象とする災害は、「泉佐野市地域防災計画」で想定されている大規模地震による地震災害とし、その他、大規模な風水害等の自然災害を含めるものとしている。本計画の対象とする廃棄物は、被災者や避難者の生活に伴い発生する生活ごみ、避難所ごみ、し尿及び地震や水害等の災害によって発生する災害廃棄物としている。

処理の基本方針として、衛生的かつ迅速な処理、分別・再生利用の推進、処理の協力・支援・連携、環境に配慮した処理を示している。

## ウ 田尻町市町村災害廃棄物処理計画

田尻町は、田尻町における平常時の災害予防対策と、災害発生時の状況に即した災害廃棄物処理の具体的な業務内容を示すことにより、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施を目指すことを目的とし、田尻町市町村災害廃棄物処理計画を令和3年3月に策定している。

本計画は、環境省の定める「災害廃棄物対策指針(平成30年改定)」に基づき策定するものであり、「田尻町地域防災計画」と整合をとり、適正かつ円滑に災害廃棄物の処理を実施するため、担当部署等の具体的な業務内容を示している。

## エ 熊取町災害廃棄物処理計画

熊取町では、全町域に係る災害廃棄物処理に関し、町が行う業務についてその基本方針を示し、生活環境の保全及び公衆衛生を確保しつつ、再資源化を図りながら災害廃棄物の円滑な処理を推進するため、熊取町災害廃棄物処理計画を令和3年4月に策定している。

本計画は、東日本大震災や熊本地震の教訓や平成30年度に発生した台風21号の経験を踏まえ、「熊取町地域防災計画」を補完し、「大阪府災害廃棄物処理計画」及び「平成31年度近畿ブロックにおける災害廃棄物処理計画策定モデル事業」との整合性を図り、適正かつ円滑に災害廃棄物の処理を実施するため、担当部署等の具体的な業務内容を示したものである。

本計画で想定する災害は、「熊取町地域防災計画」で対策上想定すべき災害（地震災害、風水害）であり、本計画の対象とする廃棄物は、地震災害や風水害等によって発生する災害廃棄物及び被災者や避難者の生活に伴い発生する生活ごみとしている。

処理の基本方針として、衛生的かつ迅速な処理、分別・再生利用の推進、処理の協力・支援・連携、環境に配慮した処理を示している。

## オ 泉南市災害廃棄物処理計画

泉南市では、国の「災害廃棄物対策指針」、大阪府の「大阪府災害廃棄物処理計画」及び泉南市の「泉南市防災計画」との整合を図り、災害廃棄物処理に係る基本的な計画として、泉南市災害廃棄物処理計画を令和2年3月に策定している。

基本方針として、1. 公衆衛生の確保、2. 迅速かつ円滑な対応、3. 計画的・効率的な対応、4. 環境に配慮した処理、5. リサイクルの推進、6. 安全作業の確保を定めており、基本的な処理フロー、組織体制等についても定めている。

## (8) その他関係法令・条例

### 1) 大阪府景観条例（平成10年大阪府条例第44号）

大阪府では、「大阪府環境基本条例」の理念にのっとり、景観形成に関し、府、事業者及び府民の責務を明らかにするとともに、それぞれの連携及び協力の下に府民の生活及び文化の反映である都市の景観、歴史的景観及び自然景観の創造又は保全を図ることにより、風格ある都市空間及び豊かな生活空間を創造し、もって府民の文化的な生活の確保に資することを目的に「大阪府景観条例」を制定している。

また、平成17年6月に全面施行された景観法の制度を活用していくため、「大阪府景観条例」（平成20年10月1日施行）を改正し、法に基づく景観計画の策定の方針や位置づけ、法の施行に関し必要な事項を定めている。

なお、泉佐野市は市が景観行政団体となり、泉佐野市都市景観条例に基づき届出を実施するものとなる。

### 2) 泉佐野市都市景観条例（平成9年3月条例第10号）

泉佐野市では、都市景観に関し、基本的かつ必要な事項を定めることにより、豊かな自然及び歴史との調和並びに世界に開かれた玄関都市にふさわしい魅力ある都市景観の実現に資することを目的として平成9年3月に「泉佐野市都市景観条例」を制定している。

この条例では、泉佐野市長が定めた都市景観形成重点地区において、①建築物の新築、増築、改築、移転若しくは大規模の修繕若しくは模様替又は外観の色彩の変更、②広告物の表示若しくは変更又は広告物を掲出する物件の設置、改造、移設若しくは色彩の変更、③工作物の新設、増設、改造、移設又は外観の色彩の変更④その他都市景観に影響を及ぼすおそれのある行為等の行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を市長に届け出なければならないとしている。また、大規模建築物等については、都市景観形成重点地区以外の区域においても上記①から④の行為をしようとする者は市長に届け出なければならないとしている。

なお、泉佐野市では都市景観形成重点地区として臨海地区が指定されており、対象事業実施区域は都市景観形成重点地区とならない。ただし、対象事業は大規模建築物等に該当するため、大規模建築物等に関する行為の届出が必要となる。

### 3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律は、廃棄物を適正に処理し、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としている。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ及び動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。）をいい、一般廃棄物と産業廃棄物に区分されている。

一般廃棄物とは産業廃棄物以外のすべての廃棄物をいい、産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類及びその他政令で定める廃棄物をいう。また平成3年の法改正により、爆発性、毒性及び感染性等の有害特性を有するため、人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する

廃棄物について、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物として、特別の規制を行うこととなっている。

#### 4) 建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号。以下「建設リサイクル法」という。）

建設リサイクル法では、特定建設資材（コンクリート（プレキャスト板等を含む。）、アスファルト・コンクリート及び木材）を用いた建築物等に係る解体工事又はその他施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、一定規模以上の建設工事（対象建設工事）について、その受注者に対し、分別解体等及び再資源化等を行うことを義務付けている。

なお、分別解体等及び再資源化等の実施義務の対象となる建設工事の規模に関する基準については、①建築物の解体工事では床面積 80m<sup>2</sup>以上、②建築物の新築又は増築の工事では床面積 500m<sup>2</sup>以上、③建築物の修繕・模様替え等の工事では請負代金が 1 億円以上、④建築物以外の工作物の解体工事又は新築工事等では請負代金が 500 万円以上と定められている。

この他に、建設廃棄物のリサイクルを促進するため、主務大臣が基本方針を定めることが建設リサイクル法に規定されており、基本方針では、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に当たっての基本理念、関係者の役割及び基本的方向などを定めるとともに、特定建設資材廃棄物の平成 22 年度の再資源化率を 95%とするなどの目標が掲げられている。

#### 5) 大阪府気候変動対策の推進に関する条例（平成 17 年 10 月条例第 100 号、令和 4 年条例 26 号改称）

大阪府では、地球温暖化及びヒートアイランド現象の防止等に関し、府、事業者、建築主及び府民の責務を明らかにするとともに、温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに建築物の環境配慮について必要な事項を定めることにより、良好な都市環境の形成を図り、もって現在及び将来の府民の健康で豊かな生活の確保に資することを目的として「大阪府温暖化の防止等に関する条例」を制定し温暖化防止に努めてきた。しかし、地球温暖化による気候変動の影響はすでに顕在化し、今後さらに影響が大きくなることが予測され気候危機と認識すべき状況になっている。こうした状況を踏まえ、府民や事業者をはじめとしたあらゆる主体が連携し、脱炭素社会の姿を共有しながら気候変動対策を推進しなければならないことを条例上に明確に位置付けるため、令和 4 年 4 月 1 日より条例名称を「大阪府気候変動対策の推進に関する条例」に変更した。その内容を抜粋したものを表 4. 1-5 6 及び表 4. 1-5 7 に示す。

表 4. 1-5 6 事業活動における気候変動の緩和及び気候変動への適応並びに

電気の需要の最適化

項目	内容
気候変動の緩和及び気候変動への適応並びに電気の需要の最適化義務	事業者は、知事の定める気候変動対策指針（事業者がその事業活動における気候変動の緩和及び気候変動への適応並びに電気の需要の最適化に関する取組を行うために必要な事項についての指針）に基づき、気候変動の緩和及び気候変動への適応並びに電気の需要の最適化のための適切な措置を講ずるよう努めなければならない。
対策計画書の作成	エネルギーの使用量が相当程度多い者として規則で定める者（以下「特定事業者*」という。）は、規則で定めるところにより、気候変動対策指針に基づき、氏名や事業活動に係る温室効果ガスの排出の量の削減目標等の事項を記載した対策計画書を作成し、規則で定める期間ごとに、知事に届け出なければならない。
実績報告書の作成	特定事業者は、対策計画書に基づき実施した気候変動の緩和及び気候変動への適応並びに電気の需要の最適化に係る対策の結果を記載した実績報告書を作成し、規則で定める年度ごとに、知事に届け出なければならない。

\*特定事業者

- ① 府の区域内に事業所を設置している者のうち、その府の区域内に設置している全ての事業所における前年度において使用した化石燃料及び非化石燃料並びに電気の量並びに同年度において他人から供給された熱の量をそれぞれエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）第四条各項に規定する方法により原油の数量に換算した量を合算した量（以下「原油換算エネルギー使用量」という。）の合計量が千五百キロリットル以上であるもの（次号に掲げる者を除く。）
- ② 連鎖化事業（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「省エネ法」という。）第十九条第一項に規定する連鎖化事業をいう。以下同じ。）を行う者（以下「連鎖化事業者」という。）のうち、当該連鎖化事業者が府の区域内に設置している全ての事業所及び当該加盟者（同項に規定する加盟者をいう。）が府の区域内に設置している当該連鎖化事業に係る全ての事業所における前年度の原油換算エネルギー使用量の合計量が千五百キロリットル以上であるもの
- ③ 四月一日現在において、次のいずれかに該当する者
  - イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成四年政令第三百六十五号）第四条各号に掲げる自動車（府内に使用の本拠の位置を有するものに限る。以下「特定自動車」という。）を三十台以上使用する事業者（ロに掲げる者を除く。）
  - ロ 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を主たる事業として営む者であって、特定自動車を七十五台以上使用するもの

表 4. 1-5 7 建築物の配慮に関する規定

項目	内容
建築主の環境配慮義務	建築主は、建築物の新增改築の際、知事の定める建築物環境配慮指針（建築主が建築物の環境配慮を適切に実施するための指針）に基づき、建築物の環境配慮のための適切な措置を講ずるよう努める。
建築物環境計画書の作成	特定建築主*は、特定建築物の概要、建築物の環境配慮のために講じようとする措置及びその評価結果等を記載した建築物環境計画書を作成し、知事に届け出る。
工事完了の届出	特定建築主は、工事完了を知事に届け出る。

\*特定建築主とは、一定規模（延床面積 5,000㎡）を超える建築物を新增改築する建築主

(9) 自然環境保全上の規制地域等

対象市町における自然環境保全上の規制状況は、表4. 1-58及び図4. 1-8から図4. 1-12に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域は近郊緑地保全区域に位置し、また、区域内には地域計画対象民有林が含まれている。

表4. 1-58 自然関係法令による地域指定等の状況

対象		指定の有無（有：○無：×）				関係法令	
		泉佐野市	田尻町	熊取町	泉南市		
自然公園及び緑地	国立公園	×	×	×	×	自然公園法	
	国定公園	○	×	×	○		
	自然公園	×	×	×	×	大阪府自然公園条例	
	近郊緑地保全区域	○	×	○	○	近畿圏の保全区域の整備に関する法律	
	保安林	○	×	○	○	森林法	
	地域計画対象民有林	○	×	○	○	森林法	
	自然環境保全地域	×	×	×	×	大阪府自然環境保全条例	
	緑地環境保全地域	×	×	×	×		
	特別緑地保全地区	×	×	×	○	都市緑地法	
動植物保護	生息地等保護区	×	×	×	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	
	鳥獣保護区	○	×	×	○	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	
	登録簿に掲げられる湿地の区域	×	×	×	×	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	
土砂災害等	土砂災害特別警戒区域	○	×	○	○	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	
	土砂災害警戒区域	○	×	○	○		
	区域の指定	急傾斜地の崩壊	○	×	○	○	
		土石流	○	×	○	○	
		地滑り	○	×	×	×	
河川保全区域	○	○	○	○	河川法		

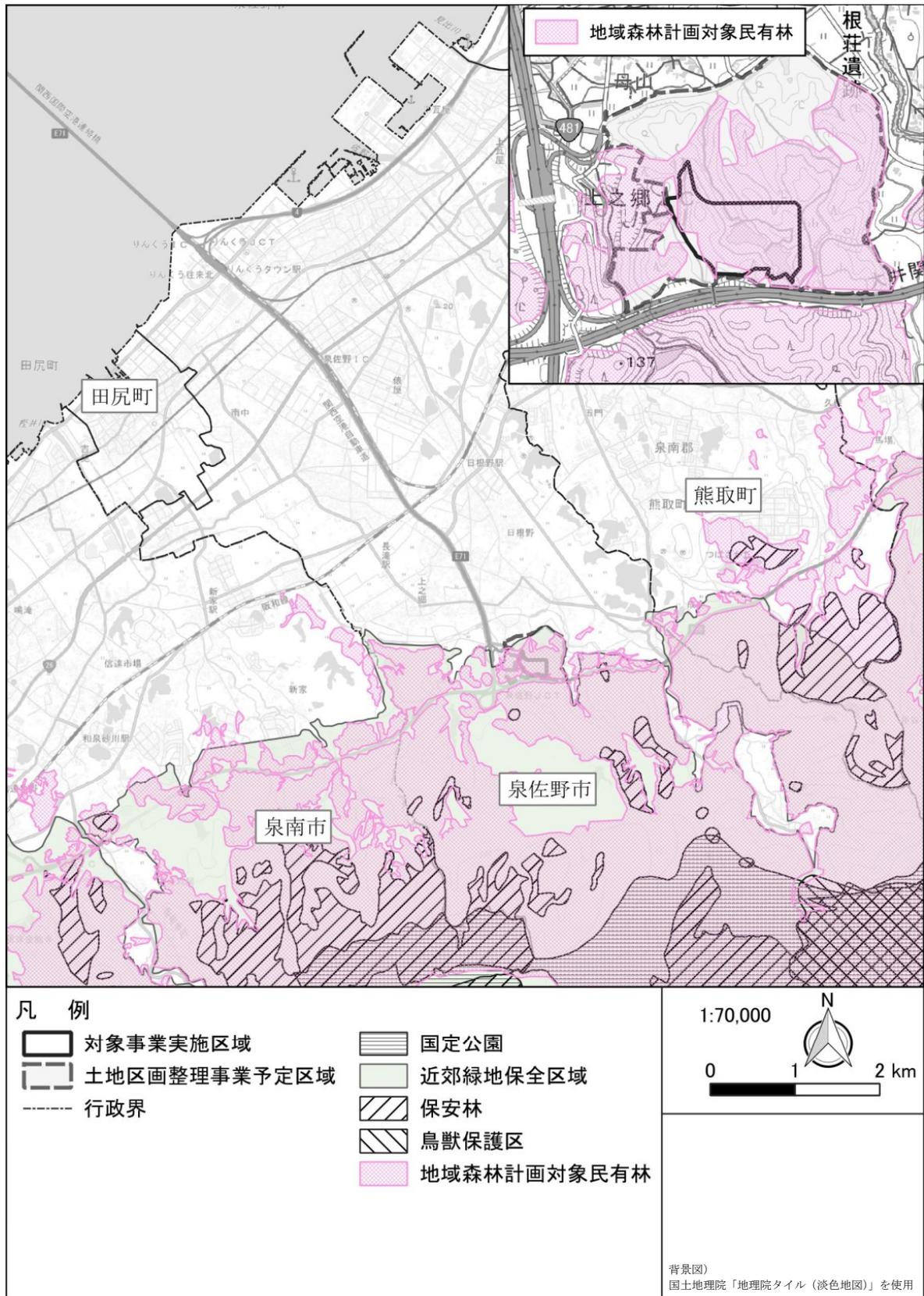


図4. 1-8 自然公園及び緑地、動植物保護の地域指定図

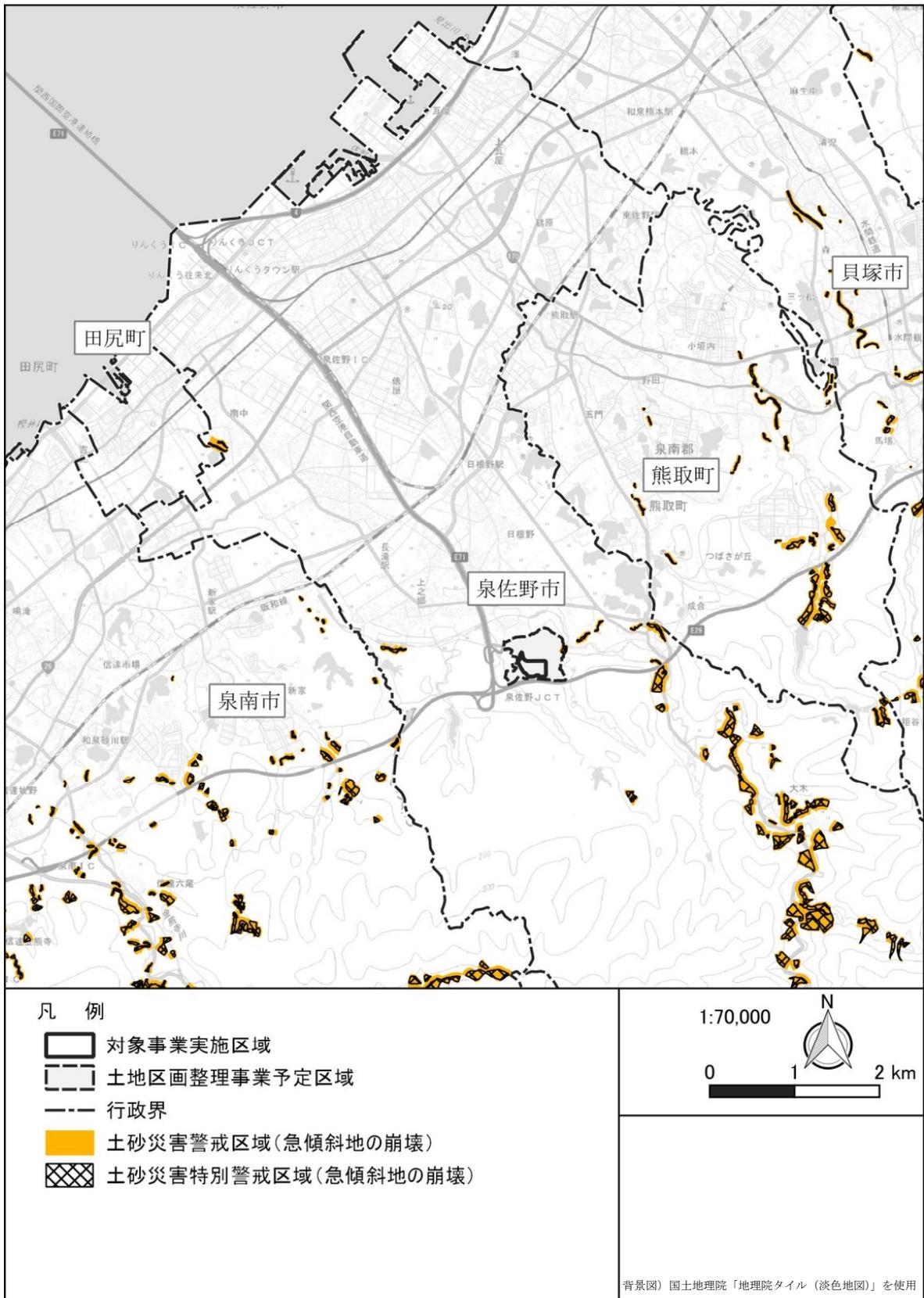


図4. 1-9 (1) 土砂災害等の地域指定図(急傾斜地の崩壊)(広域)

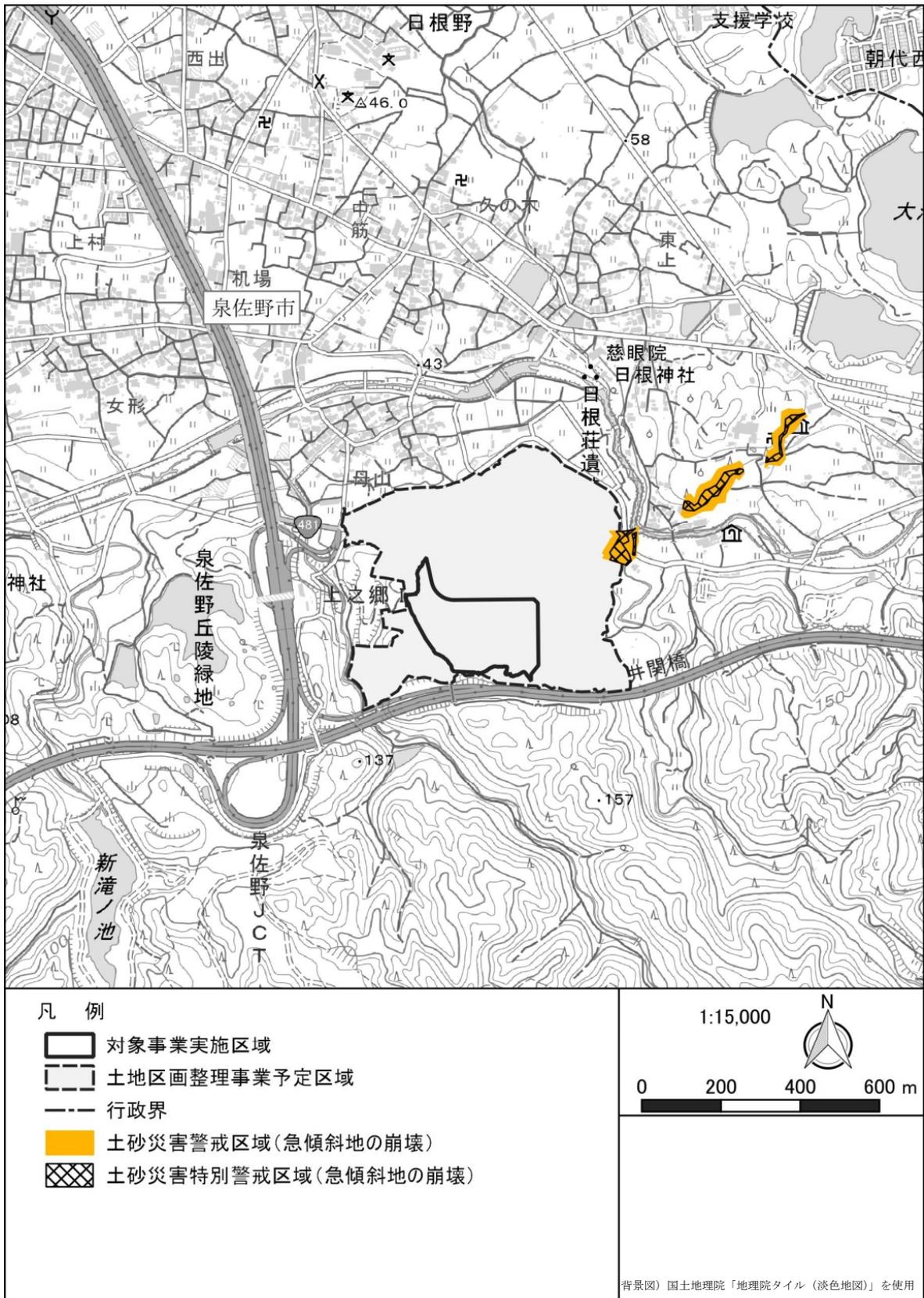


図4. 1-9 (2) 土砂災害等の地域指定図(急傾斜地の崩壊)(狭域)

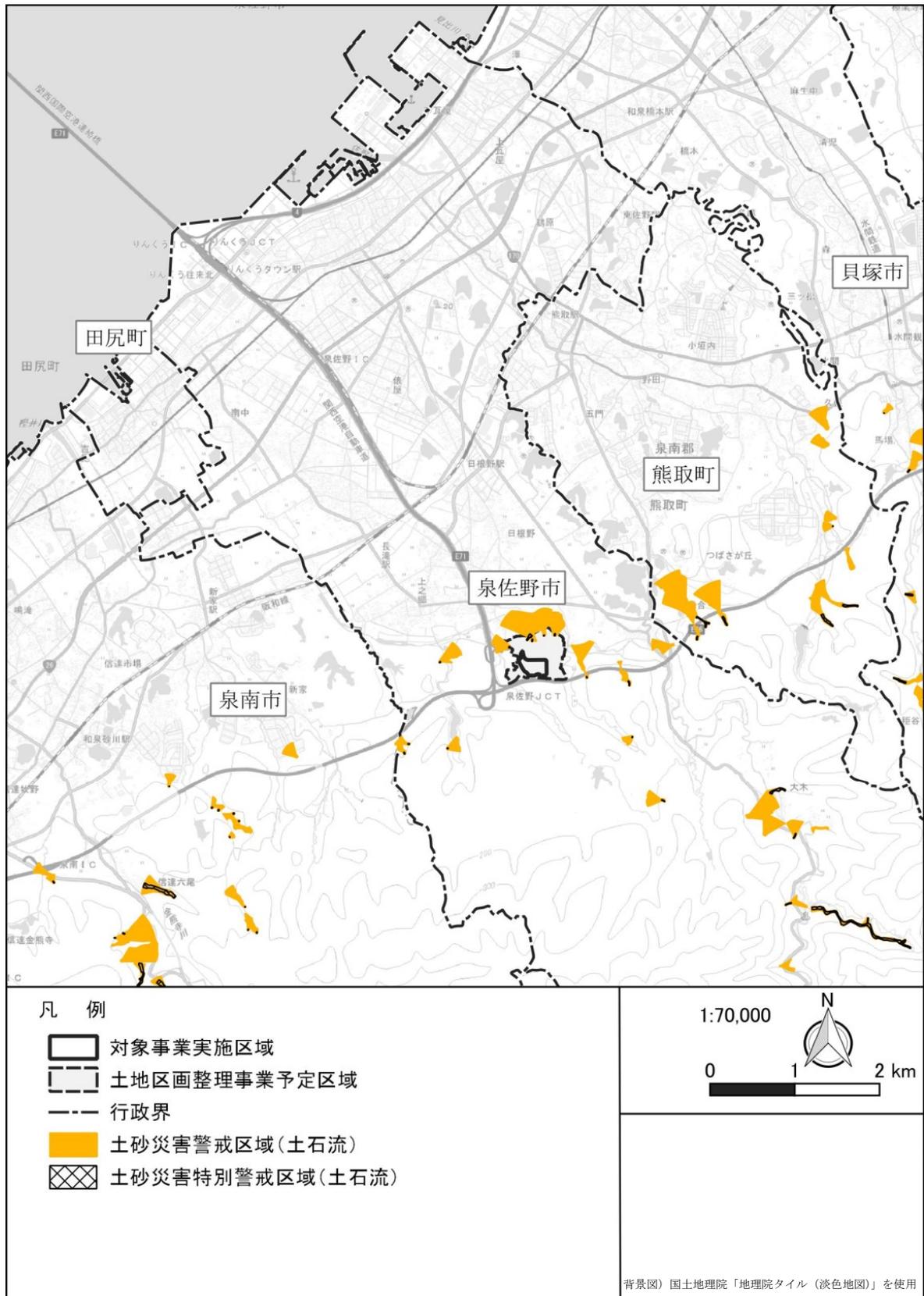


図4. 1-10(1) 土砂災害等の地域指定図(土石流)(広域)

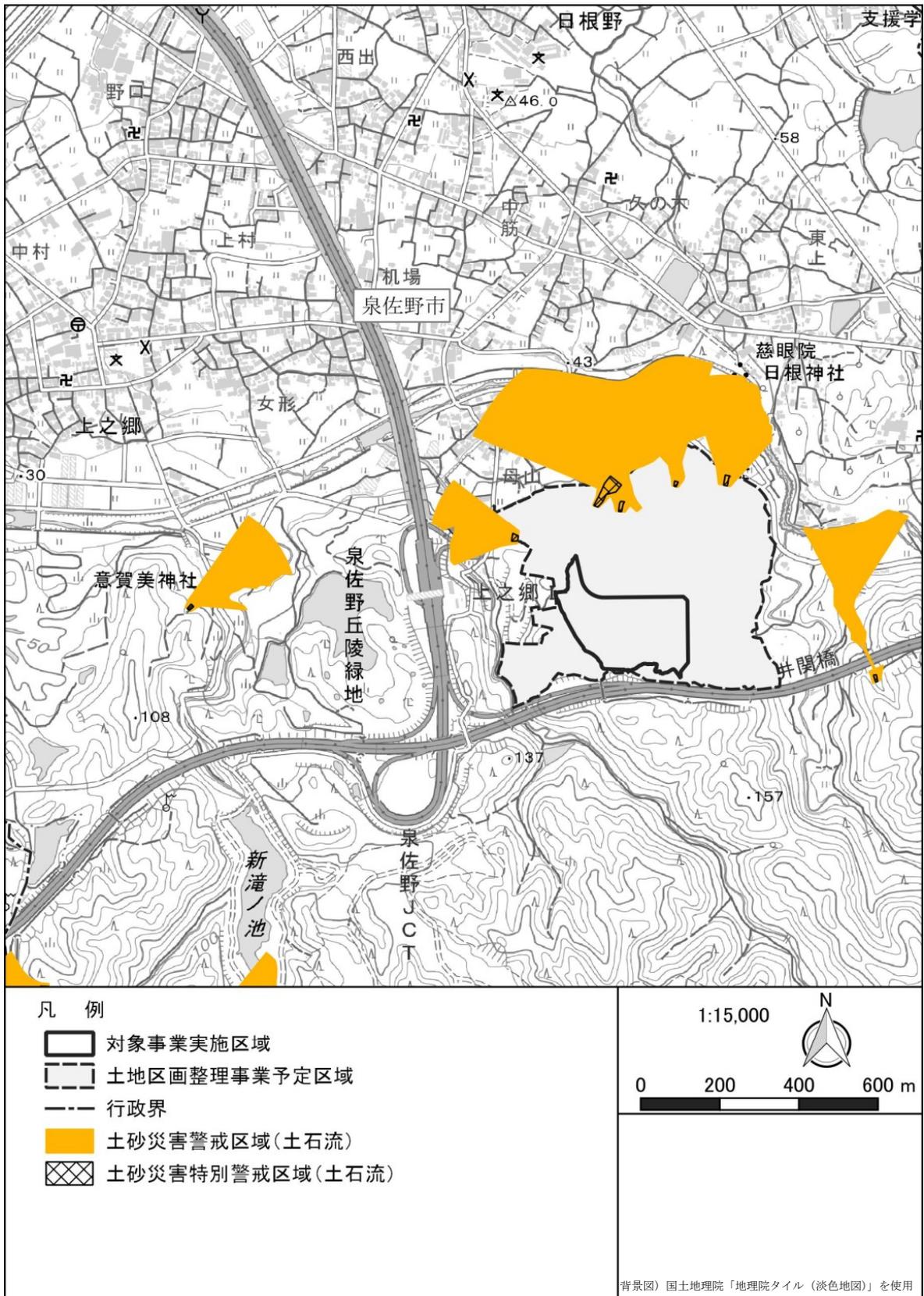


図4. 1-10(2) 土砂災害等の地域指定図(土石流)(狭域)

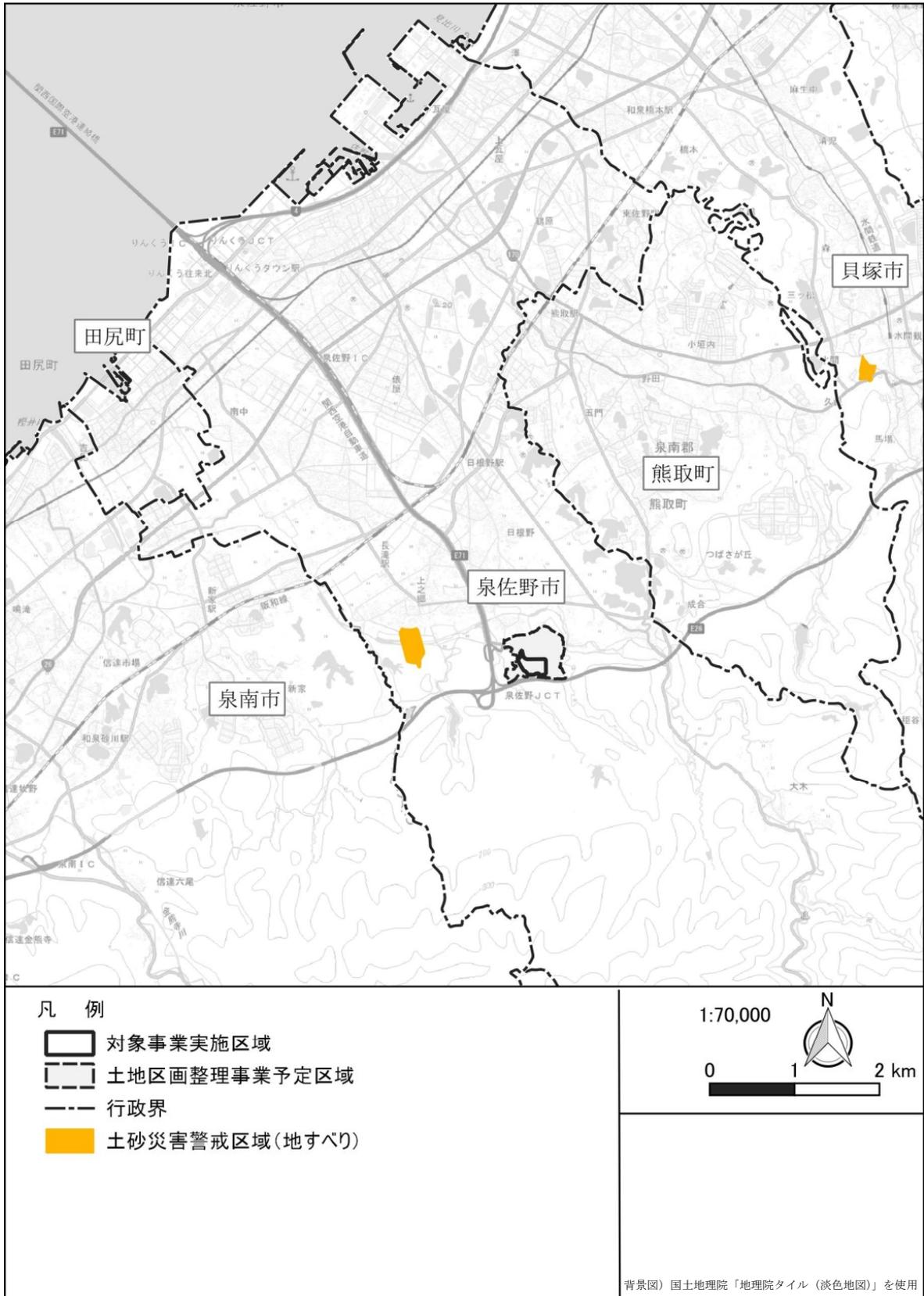


図4. 1-11 土砂災害等の地域指定図(地すべり)(広域)

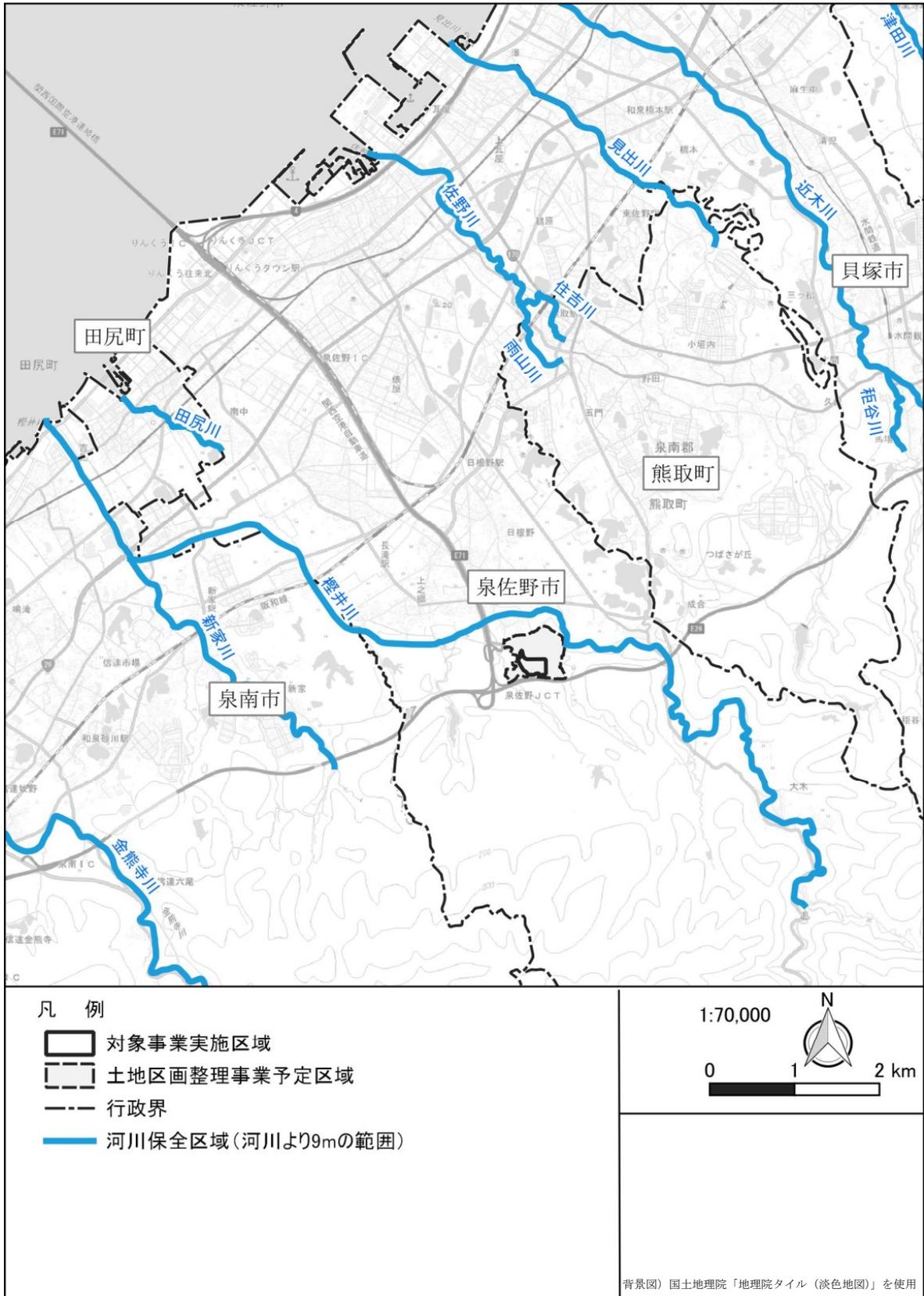


図4. 1-12(1) 河川保全区域

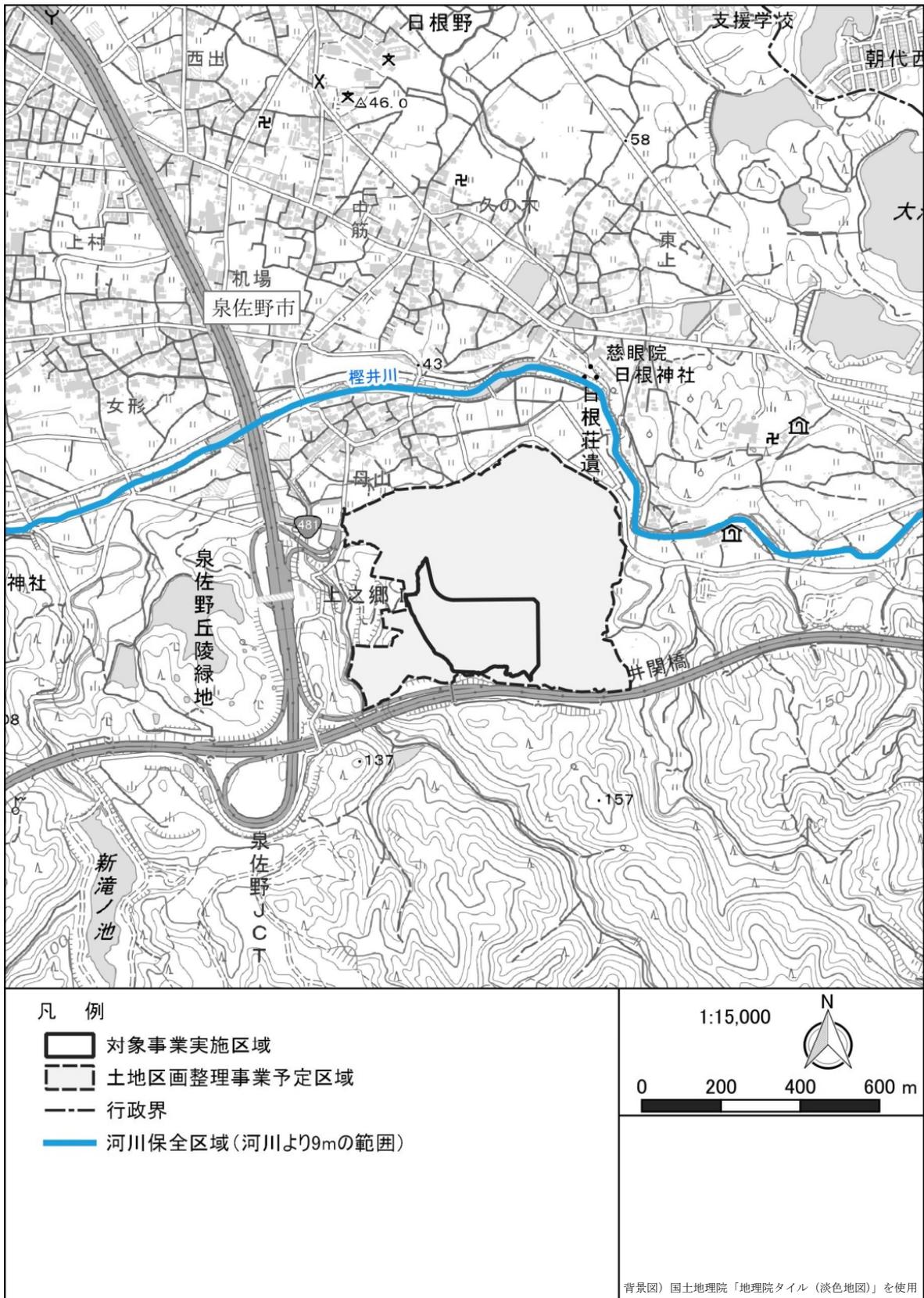


図4. 1-12(2) 河川保全区域(狭域)